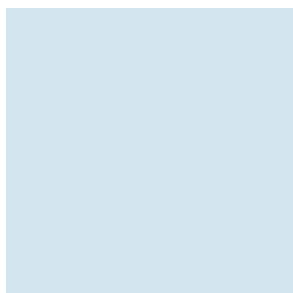
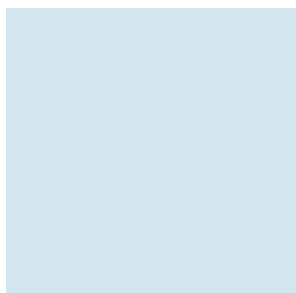
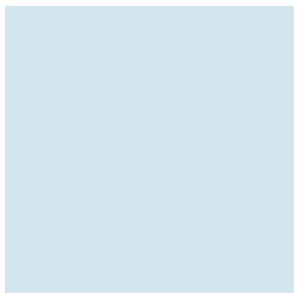


第4次 矢掛町地域福祉計画

第6次 矢掛町地域福祉活動計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

矢 掛 町

矢掛町社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行により、地域における人と人とのつながりが弱まり、高齢者の孤立や子育て世帯、障がいのある方などが抱える生活上の困りごとが、より複雑化・多様化しています。こうした課題は、特定の分野や制度だけでは対応が難しく、地域全体で支え合うことの重要性が一層高まっています。

矢掛町は、人口約13,000人の小規模自治体であり、町民同士や関係機関との距離が近く、顔の見える関係性が築かれていることが大きな強みです。本町では、こうした特性を生かしながら、行政として地域や関係機関と連携し、困りごとを早期に受け止め、必要な支援につなげる体制づくりに取り組んできました。今後も、人と人とのつながりを大切に、地域全体で支え合う取組を支えてまいります。

このような地域福祉を取り巻く課題や本町の状況を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする地域福祉計画を策定いたしました。本計画は、地域福祉活動計画と一体的に策定し、矢掛町の施策と住民主体の取組が相互に連携しながら、地域福祉を総合的に推進していくための指針として位置づけています。

本計画では、「みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域と福祉の人材と意識づくり」「支え合いの仕組みづくり」「地域福祉活動の拠点づくり」の3つを基本目標に掲げています。また、令和8年度から実施する重層的支援体制整備事業実施計画についても本計画に包含し、分野や世代を問わず、複雑化・複合化した課題を包括的に受け止める体制づくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。本計画を着実に推進し、矢掛町が「みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまち」となるよう、引き続き取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

矢掛町長 山岡 敦

はじめに

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、私たちの暮らしを取り巻く課題は、年々多様化・複雑化しています。こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、制度やサービスだけに頼るのではなく、地域の中で人と人が支え合う仕組みづくりが、これまで以上に重要となっています。

このような状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、行政による制度やサービスの充実に加え、地域に暮らす住民同士が支え合い、助け合う関係づくりが欠かせません。矢掛町社会福祉協議会といたしましても、地域の声や実情を大切にしながら、町民、地域団体、ボランティア団体、関係機関などと連携し、地域に根ざした福祉活動を進めていくことが重要であると考えています。

こうした課題や地域の状況を踏まえ、本計画は、矢掛町地域福祉計画と一体的に策定され、地域福祉を実践していくための行動指針としてまとめられたものです。また、令和8年度から実施する重層的支援体制整備事業についても、分野や世代を問わず、複雑化・複合化した課題を包括的に受け止める体制づくりを、町と連携しながら進めてまいります。

本計画では、「みんなが支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、見守り活動や居場所づくり、町民主体の助け合い活動を通じて、地域のつながりを育み、誰一人取り残されることのない地域社会の実現を目指します。小規模自治体である矢掛町の特性を生かし、顔の見える関係の中で、人のぬくもりを大切にされた地域福祉をこれからも進めてまいります。

本計画の策定にあたりましては、策定委員の皆さまをはじめ、町民の皆さま、関係団体の方々から多くのご意見とご協力を賜りました。心より感謝申し上げます。本会といたしましては、本計画を着実に実行し、地域福祉のさらなる充実につなげていく所存です。今後とも、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 矢掛町社会福祉協議会

会長 嶋山 英二

目次

I	計画策定に当たって.....	1
第1章	地域福祉とは.....	2
第2章	地域福祉計画・地域福祉活動計画とは.....	3
	(1) 法的根拠と計画策定の目的	3
	(2) 国の動向などの社会的背景	5
	(3) 計画の性格	19
	(4) 矢掛町振興計画及び各個別計画との関係	22
	(5) 計画の期間	23
	(6) 計画の策定体制	23
II	現状と課題.....	25
第1章	町の現状と課題.....	26
	(1) 人口・世帯数などの動向	26
	(2) 介護や支援を必要とする人の状況	29
	(3) 地域福祉活動の状況	31
	(4) 高齢者を地域で支え見守る体制づくり	34
第2章	地域福祉についての住民の意向.....	37
	(1) 地域座談会	37
	(2) 小地域ケア会議	40
III	計画の基本的な考え方.....	43
第1章	地域福祉の将来像と基本的な視点.....	44
	(1) 地域福祉の将来像	44
	(2) 基本的な視点	45
第2章	計画の基本目標.....	46
	(1) 計画の基本目標	46
	(2) 施策の体系	48
IV	地域福祉計画.....	49
第1章	地域福祉の人材と意識づくり.....	50
	(1) 地域を支える人材（リーダー・ボランティア）の育成.....	50
	(2) 共生社会を進める広報・啓発・教育の推進	52
	(3) 交流機会の充実	54
第2章	支え合いの仕組みづくり.....	56
	(1) 相談支援につながる地域ネットワークと団体連携.....	56
	(2) 防災・防犯対策及び矢掛町再犯防止推進計画	58
	(3) 健康づくりや介護予防の推進	60

(4) 包括的かつ断らない相談支援体制及び自立支援の充実.....	62
(5) 権利擁護と成年後見制度の推進	64
(6) 福祉サービスの質の確保	66
第3章 地域福祉活動の拠点づくり.....	68
(1) 地域福祉活動の場づくりと資源の活用	68
第4章 計画の推進.....	69
(1) 計画の周知と進行管理	69
(2) 行政・社協・団体の連携による包括的支援の推進.....	69
V 地域福祉活動計画.....	71
第1章 地域福祉の人材と意識づくり.....	72
(1) 地域で活動するリーダーやボランティアを増やし、支援につなげる.....	72
(2) 福祉を知り、支え合いの意識を高める	73
(3) 地域の交流の場を広げ、互いに助け合う関係を育む.....	74
第2章 支え合いの仕組みづくり.....	75
(1) 住民と福祉関係者が互いに協力し、困っている人が支援につながる仕組みをつくる .	75
(2) 防災・防犯と安心して暮らすための支援を進める.....	76
(3) 健康で自立した生活を続けられる取組を進める.....	77
(4) 福祉の情報を伝え、相談できる体制を整える	77
(5) 権利擁護制度の周知を進める	78
(6) 福祉サービスの質を高める	79
第3章 地域福祉活動の拠点づくり.....	80
(1) 公民館などを活用し、地域の福祉活動の場をつくる.....	80
第4章 計画の推進.....	81
(1) 信頼される社会福祉協議会をつくり、計画と包括的な支援体制を推進する...	81
VI 資料.....	83
(1) 重層的支援体制整備事業一覧	84
(2) 重層的支援体制整備事業の全体図	85
(3) 重層的支援体制整備事業の業務フロー	86
(4) 矢掛町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過.....	87
(5) 諮問	88
(6) 答申	90
(7) 矢掛町地域福祉計画策定委員会設置要綱	94
(8) 矢掛町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	96
(9) 矢掛町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	97
(10) 用語集	98

I 計画策定に当たって

第1章 地域福祉とは

近年、総人口の減少や少子高齢化、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などを背景として、地域における住民同士のつながり意識の希薄化や地域活動の担い手不足など、住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。また、高齢者や子どもへの虐待、いじめ、引きこもり、孤独死、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、様々な社会問題が顕在化しています。

住民の生活が多様化、複雑化する中で、高齢の親が独身無職などの子どもと同居する「8050問題」をはじめ、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、障がい者の高齢化など、複合的な問題を抱えた世帯や制度の狭間にあることから適切な福祉サービスを受けられない世帯など、新たな福祉的課題も生じています。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛やテレワーク、時差出勤に代表される働き方の変化、オンライン会議などが急速に浸透してきた一方で、外出自粛によるストレスなどにより、家庭内での虐待やDV被害など、以前とは異なる様々な影響が懸念されています。

このような社会の変化や地域住民が抱える新たな課題に的確に対応するために、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった対象別の対策だけでは、多様なニーズに十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も大きく変わっていく必要があります。

このため、行政内部においても関係部署の連携を密にし、より効果的なサービスを提供することがますます重要になっています。

また、こうした連携は、地域にもあてはまるものであり、住民同士が相談に乗ったり、助け合ったりしてきた、かつての地域の相互扶助機能のように、地域のつながりを広げ、公的なサービスでは対応しにくい領域を相互に支援していく取組が求められています。

「地域福祉」の考え方は、このように、社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できない細かな支援ニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援しあう仕組みを築き上げていこうとするものです。

一方、これまで、本町の歴史や文化、風土を活かしながらまちづくりに積極的に取り組んできましたが、人口減少と少子高齢化、地方分権といった時代の流れが一段と進む中で、平成30年7月5日から9日にかけての前線と台風7号による豪雨など、大規模な災害も発生しており、大きな岐路に立たされています。

今後は、さらに住民がまちづくりに積極的に関わり、自らの地域は自分たちで考えていこうとする意識を大切にしながら、住民と行政が一体となって重層的に取り組んでいくことが求められています。

第2章 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 法的根拠と計画策定の目的

① 法的根拠

「社会福祉法」の第4条では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、同条第1項で地域福祉を推進する主体と目的を定めて、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開すること、また、同条第2項で地域福祉を推進する主体である地域住民などの役割として、地域のあらゆる生活課題の把握とその解決のために行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携が求められています。

第四条 地域住民※1、社会福祉を目的とする事業を営業者※2及び社会福祉に関する活動を行う者※3（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民※4が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法（抜粋）

※1 地域で生活を営むすべての住民

※2 社会福祉法人、福祉サービスの提供をはじめとする、広範な社会福祉を目的とする事業を営業者NPO法人や民間企業、生協、農協などの事業者及び行政など

※3 ボランティア、NPO、民生委員・児童委員などの地域で福祉活動を行う人及びグループや団体

※4 福祉サービスを必要としているすべての人（現在、サービスを利用していない人も含む。）

②計画策定の目的

国においては、地域住民が様々な生活上の課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく自立して生活できるよう、地域の住民同士が支え合い、助け合いながら共に地域をつくっていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

本町においても、「地域共生社会」の実現を目指して、効果的な地域福祉を推進するために、総合的、長期的な視点で地域福祉の取組の方向性及び具体的行動指針を示す「第4次矢掛町地域福祉計画・第6次矢掛町地域福祉活動計画」を策定します。

(2) 国の動向などの社会的背景

①社会福祉法の改正などの概要

平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。

改正後の社会福祉法では、市町村は、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉法（抜粋）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

②地域共生社会の実現

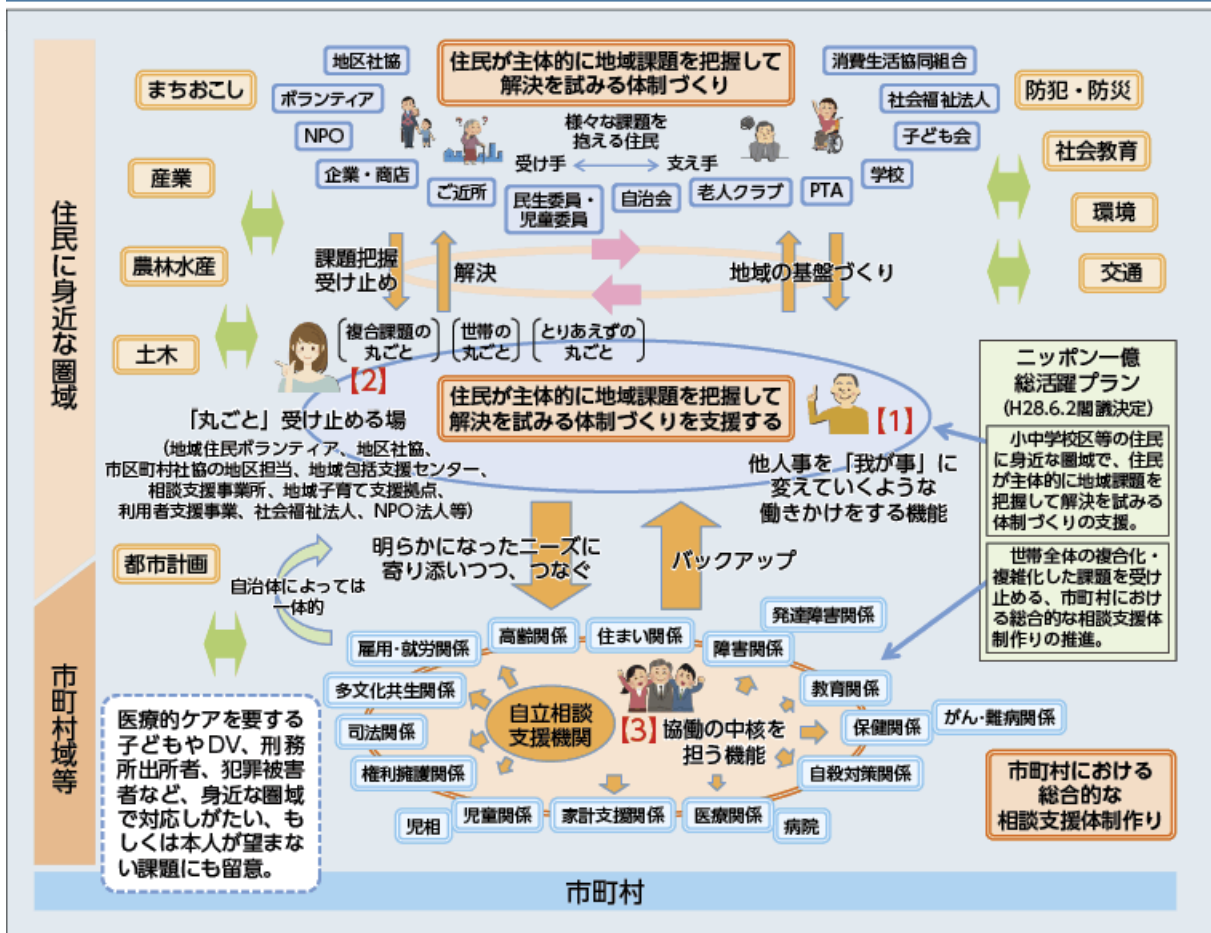
従来の「福祉」の考え方は、社会的に弱い立場の人を「行政が支援するもの」ととらえられていましたが、これからは、支える側と支えられる側に区分されるのではなく、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

社会福祉法の一部改正により、これからの地域福祉の在り方として、住民や関係機関と行政が協力して、様々な分野にわたる地域の生活課題を把握し、包括的な支援体制を整備することが盛り込まれました。

地域共生社会とは、高齢者、障がいのある人、子育て家庭など制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が「我が事」としてあらゆる分野の活動に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域を支えていく社会とされています。

これからは「地域共生社会の実現」に向けた「縦割り」ではなく「丸ごと」、「他人事」ではなく「我が事」として、一人ひとりの暮らしを支える地域づくりが必要です。

図表 4-2-1 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談体制のイメージ



国の「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられている「地域共生社会の実現」について、具体的に検討するため発足した「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」では、地域福祉を取り巻く現状と課題及び体制整備の考え方として、「最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」（平成29年9月12日）が公表され、次のような現状と課題が示されています。

【地域福祉をめぐる現状と課題】

●世帯の複合的な課題

- ・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）
- ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）
- ・障がいのある人の親が高齢化し介護を要する世帯
- ・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯

●制度の狭間にある課題

- ・制度の対象外、基準外、一時的なケース

●自ら相談に行く力がない

- ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
- ・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり）

●地域の福祉力の脆弱化

- ・少子高齢化や人口減少の進行、自治会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化

●新たな地域課題

- ・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要

③高齡者福祉・介護保険制度の動き

我が国においては、総人口が減少に転じる中、依然として高齡化が進行し、高齡者数は今後も増加で推移すると見込まれています。

このような中、国においては、高齡者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら図られてきましたが、さらにその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた取組の推進が必要となってきています。

また、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されています。この改正は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するために、高齡者の介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など制度上の従来の枠にとらわれることなく「支える側」「支えられる側」という関係を超え、お互いが助け合いながら暮らすことができる新しい福祉のまちづくりを目指すものです。

高齡者を取り巻く様々な問題に対して、目指すべき目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため、本町では令和6年3月に「第9期矢掛町高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

④障がい者の制度の動き

国においては、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「障害者基本法」が、平成23年8月に改正され、共生社会実現などの目的規定の見直しや発達障害の規定などの障がい者の定義が見直されるなど、制度や慣行における社会的な障壁を取り除くための配慮が定められました。

その後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、様々な法的整備が進められてきました。

平成30年3月には、「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、今後5年間に於ける障がい者の福祉の在り方が示されています。この計画では、基本理念について共生社会の実現をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその趣旨として掲げています。

本町では、平成30年3月に、この「障害者基本法」の規定に基づく「第4期矢掛町障害者計画（平成30年度～令和5年度）」を策定し、その基本理念である「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～の実現を目指して障がい者施策を推進しています。

平成30年3月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律（改正児童福祉法）」の規定に基づく「第5期矢掛町障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援に係る施策を計画的に推進しています。

令和4年5月には、障がい者（児）における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定される等、大きな動きが見られました。

令和5年3月には、障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進等、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

本町では令和6年3月に「第5期矢掛町障害者計画」、「第7期矢掛町障害福祉計画・第3期矢掛町障害児福祉計画」を策定しました。

⑤子育て支援制度の動き

我が国における子育てを取り巻く現状をみると、保育施設における待機児童問題や育児不安を抱える子育て家庭の増加など、様々な課題が顕在化しています。

このような社会的背景において、誰もが子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、国は平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、保育の受け皿整備や保育士などの処遇改善、また、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできました。さらに、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、より一層の子育て支援施策が推進されています。

令和5年4月には、こども基本法が施行され、日本で初めて「こどもの権利」について明記された「こどもの最善の利益を守るための法律」が制定されました。また、同月にこども施策の司令塔となる「こども家庭庁」が発足しました。これは、これまで複数の府省庁にまたがっていたこども政策を一元化し、「こどもまんなか社会」の実現を基本理念として、妊娠・出産期から切れ目のない支援を強力に推進するための組織的転換を意味します。

その後、国は少子化対策を抜本的に強化するため「こども未来戦略」を策定し、経済的支援の強化（児童手当の拡充や高等教育費の負担軽減など）や、共働き・共育ての推進（育児休業制度の改正）といった「こども・子育て支援加速化プラン」を打ち出しています。これらを安定的に支えるため、社会全体で子育てを支える仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」の創設も決定されました。

令和5年12月には、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。地方公共団体としても、国が示したこどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等の内容について理解するとともに、自治体こども計画にもその方針や施策を位置付け、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

本町においては、国全体の少子化を見据え、政策的に子育て支援や移住定住施策を進めてきました。そして、これまでの取組の成果や課題の分析を行った上で、令和6年度に「矢掛町こども計画」を策定し、安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

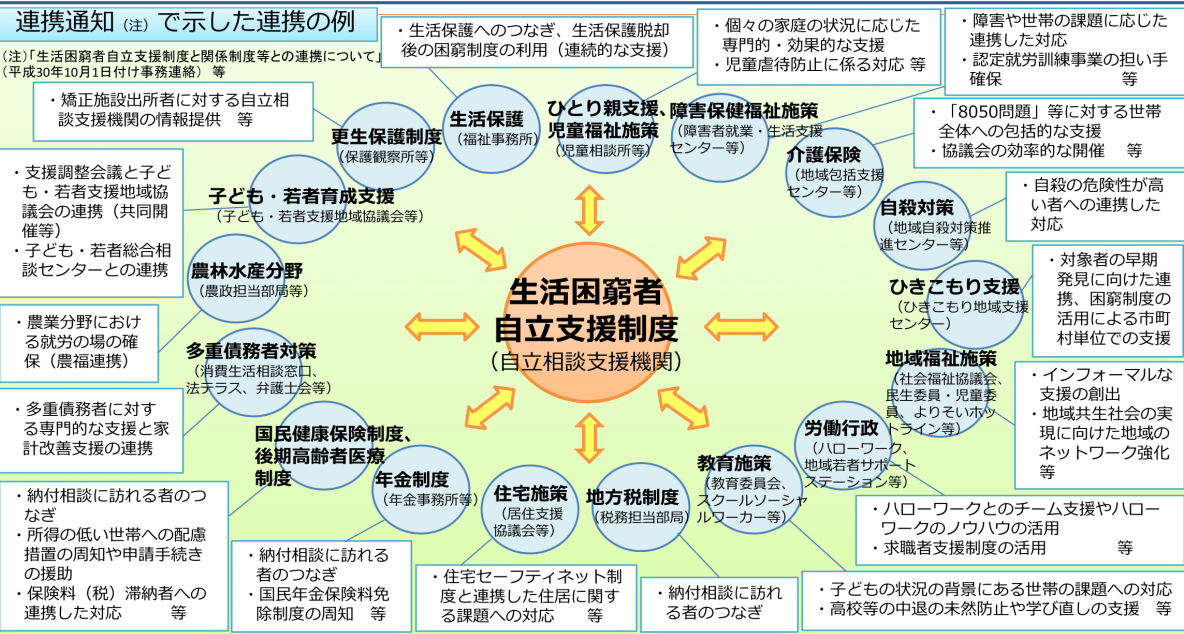
⑥生活困窮者自立支援制度の動き

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることが定められました。

働きたくても働けない、住む所がないなど、直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援など、これまで福祉分野で十分に行えていなかった支援を加え、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

資料：厚生労働省

⑦自殺対策の動き

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成18年の「自殺対策基本法」の施行により総合的な自殺対策の取組が推進され、自殺者数は減少で推移してきました。しかし、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

そのような中、国においては平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、さらに、平成28年4月には「自殺対策基本法」が改正されました。同法では、自殺対策は「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけられ、地方自治体には自殺を防ぐための計画の策定が義務付けられました。

コロナ禍で深刻化した孤独・孤立に対応するため、令和3年には、「孤独・孤立対策担当大臣」が設置され、若者やひとり親、高齢者など、つながりを失った人を支える取組が推進されています。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させることを主な目的としています。

本町においては「自殺対策基本計画」を策定し、関係機関との連携及び地域の協力により、気軽に相談できる人材や場所の確保に努め、不安や孤立を解消し住民の自殺予防に取り組んでいます。

【自殺総合対策大綱の概要（抜粋）】

第1基本理念	○誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
第2基本認識	●自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ●年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている ●地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する
第3基本方針	①生きることの包括的な支援として推進する ②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む ③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる ④実践と啓発を両輪として推進する ⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱（概要）」より作成

⑧成年後見制度の動き

認知症や障がいがあることにより、財産の管理や日常生活などに支障がある人を社会全体で支え合うことは、人口の減少・高齢化・高齢者の単身世帯の増加等が進行する社会における喫緊の課題であり、地域共生社会の実現にも資することとされています。しかし、これらの人たちを支える重要な手段である「成年後見制度」は十分に利用されているとは言えない状況です。

そのような中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行され、同法では、その基本理念を定め、国の責務などをはじめ基本方針などが定められました。また、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の設置などにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

令和4年3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとされています。

【尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等】

- ①本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ②成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤不正防止等の方策を推進すること

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月）より作成

⑨再犯防止推進の動き

全国の刑法犯の認知件数は、平成15年以降減少傾向にあり、令和3年は戦後最少となりました。一方で、刑法犯により検挙された再犯者数については、減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況となっています。

再犯防止のためには、犯罪などを未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任を自覚することや犯罪被害者の心情などを理解すること、自ら社会復帰のために努力することが重要とされています。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、学歴など生きるために様々な困難を抱える人もいます。

犯罪や非行をした人が、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うためには、国、地方公共団体、再犯の防止などに関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力し、総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになったことから、平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行されました。

それに伴い、平成29年12月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画である「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

令和5年3月には、第二次計画が閣議決定され、第一次計画の成果と課題を踏まえ、より深化した支援を行えるよう取り組んでいます。

【第二次再犯防止推進計画の概要（抜粋）】

5つの基本方針	<ul style="list-style-type: none">①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進する。②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する。③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施する。④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する。⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成する。
---------	--

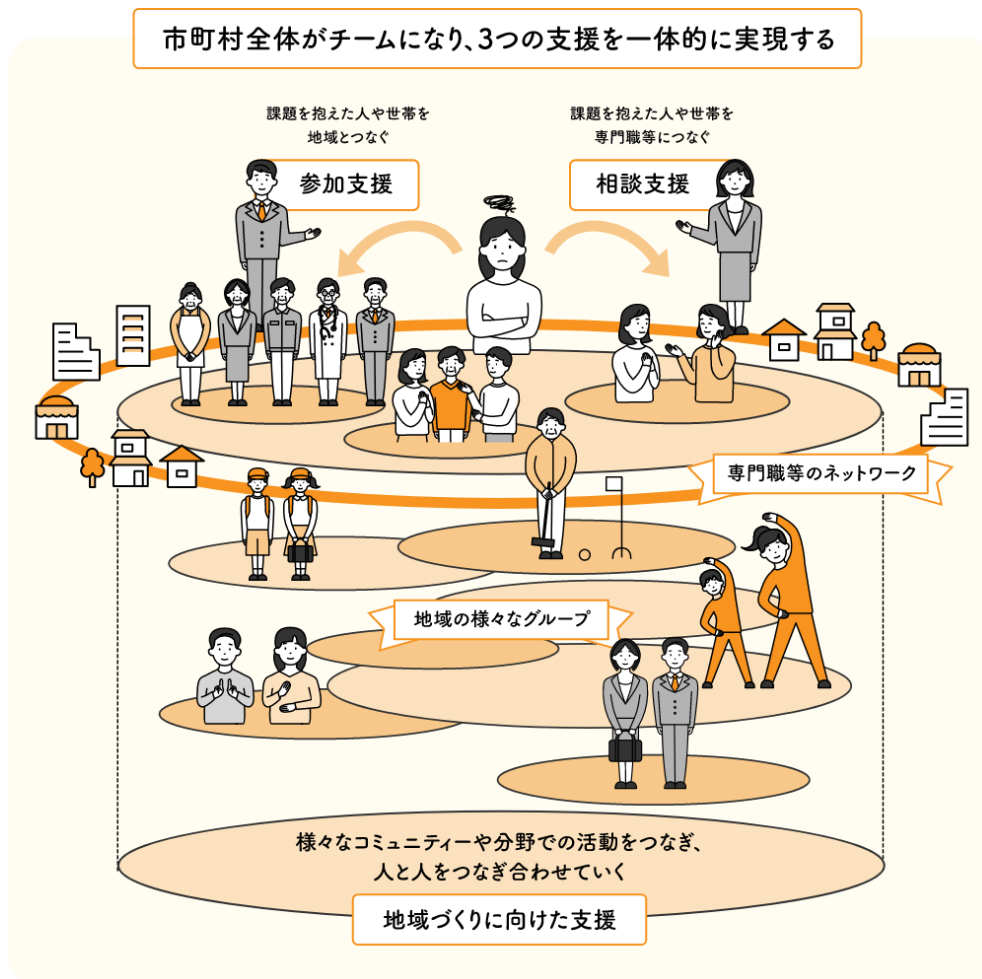
7つの重点課題	<ol style="list-style-type: none">1 就労・住居の確保等2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等3 学校等と連携した就学支援の実施等4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等5 民間協力者の活動の促進等6 地域による包摂の推進7 再犯防止に向けた基盤の整備等
---------	---

資料：法務省「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月）より作成

⑩重層的支援体制整備事業の動き

令和3年4月に「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは、従来の高齢、障がい、子育て、生活困窮など分野ごとに分かれた制度の枠を超えて、地域住民の複合的・重層的な課題に対応することを目指しています。具体的には、誰もが気軽に相談できる包括的な相談支援体制を整備するとともに、就労や居場所づくりなど社会参加を促す支援、さらに地域における支え合い活動や協働の仕組みづくりを推進するものです。これにより、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱える人も含め、地域で安心して暮らし続けられる体制の構築を図ることとしています。



資料：厚生労働省

⑪社協基本要項2025

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、明治41年設立の中央慈善協会を源流とし、昭和26年、全国および都道府県社協が法制化されました。その後、活動の基盤となる市町村社協の設置が全国で進み、昭和58年に市町村社協が、平成2年に指定都市の区社協が法制化されました。

昭和37年に社会福祉協議会基本要項、平成4年には新・社会福祉協議会基本要項を策定し、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示しました。いずれも「住民主体」を掲げ、各社協では、これらをもとに地域福祉を推進してきました。

平成12年以降は、累次の社会福祉（事業）法改正により、地域福祉の理念が法文化され、その制度化・施策化が進展するとともに、社協の活動・事業、組織が拡大しました。加えて、この間、いわゆる平成の大合併に伴う社協の合併、広域化が進み、さらに少子高齢化・人口減少が進行するなど、社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、全国社会福祉協議会では、令和5年8月に地域福祉推進委員会に基本要項検討委員会を設置し、新たな基本要項の検討を開始しました。

検討に当たっては、基本要項ならびに新・基本要項の前文にある「現実に即して、今後の方向を明らかにする」姿勢を引き継ぐこととしました。加えて、新・基本要項策定以降の社会・経済の変化とともに、今後の変化も見据え、社協の方向性を示すこと、また、各社協の活動・事業、組織体制が大きく異なる状況にあって、全国の社協の役職員が共有できる新たな基本要項を示すことをめざして検討を行いました。

加速する社会・経済の構造的な変化のなかで、誰もがその人らしく、安心して暮らすことのできる地域社会を、それぞれの地域特性にあわせていかに実現していくかが大きな課題となっており、住民や地域の関係者の力を集め、公私協働の要として真価を発揮する必要があります。また、住民や地域の関係者、行政に対して社協をより深く理解してもらうことも重要です。

各社協がめざすビジョンや役割を明らかにし、住民や地域の関係者と協議しながら、活動・事業の充実や組織強化を計画的に推進します。

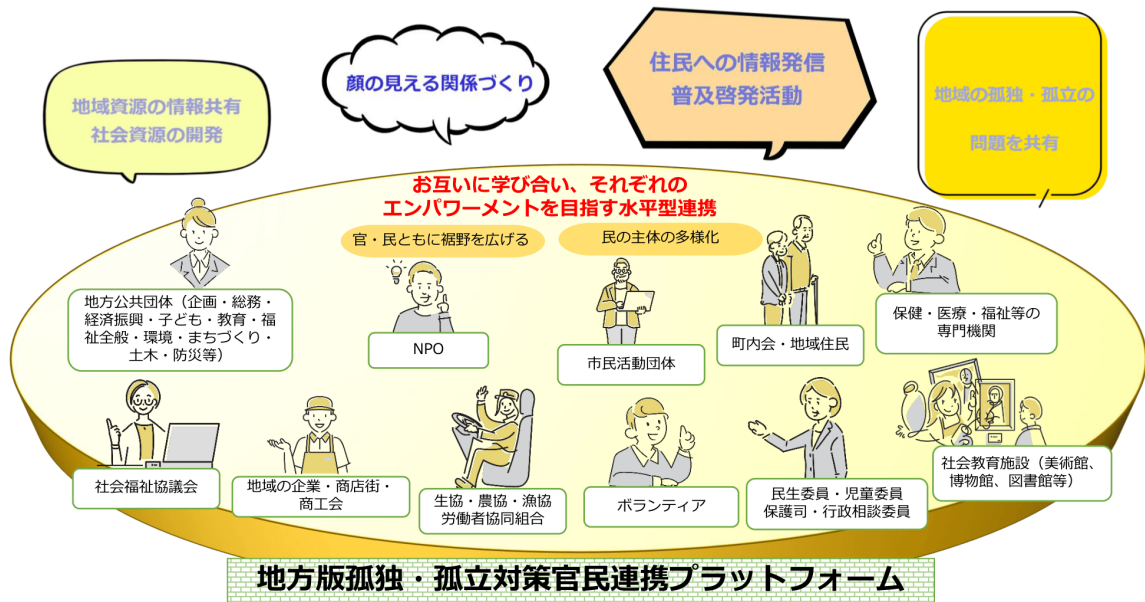
⑫孤独・孤立対策推進法の動き

社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進しました。

年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要となっており、関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたっています。

令和5年5月には、孤独・孤立対策推進法が成立され、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定め、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指します。



資料：厚生労働省

(3) 計画の性格

①地域福祉計画

第4次矢掛町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「こども計画」など、これまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉のあり方を法の定める事項からとらえ直し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助、互助・共助、公助」の観点から取組の方向を定めます。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

国の計画策定ガイドラインでは、「地域福祉計画」の策定に当たって次の5つの事項について具体的な内容を示し、その他の必要な事項を加え計画に盛り込むことが求められています。

【計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）】

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

資料：「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日付通知）第一社会福祉法改正の趣旨について、第三市町村地域福祉計画のガイドライン」

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく地方再犯防止推進計画も包含するものとし、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止、更生支援に関する分野の取組と連動させて推進します。

加えて、本計画の重層的支援体制整備事業の関連事項を社会福祉法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、分野を問わずあらゆる人の暮らしを支える包括的な支援体制の構築を目指します。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

資料：成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）より抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

資料：再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第百四号)より抜粋

(重層的支援体制整備事業実施計画)

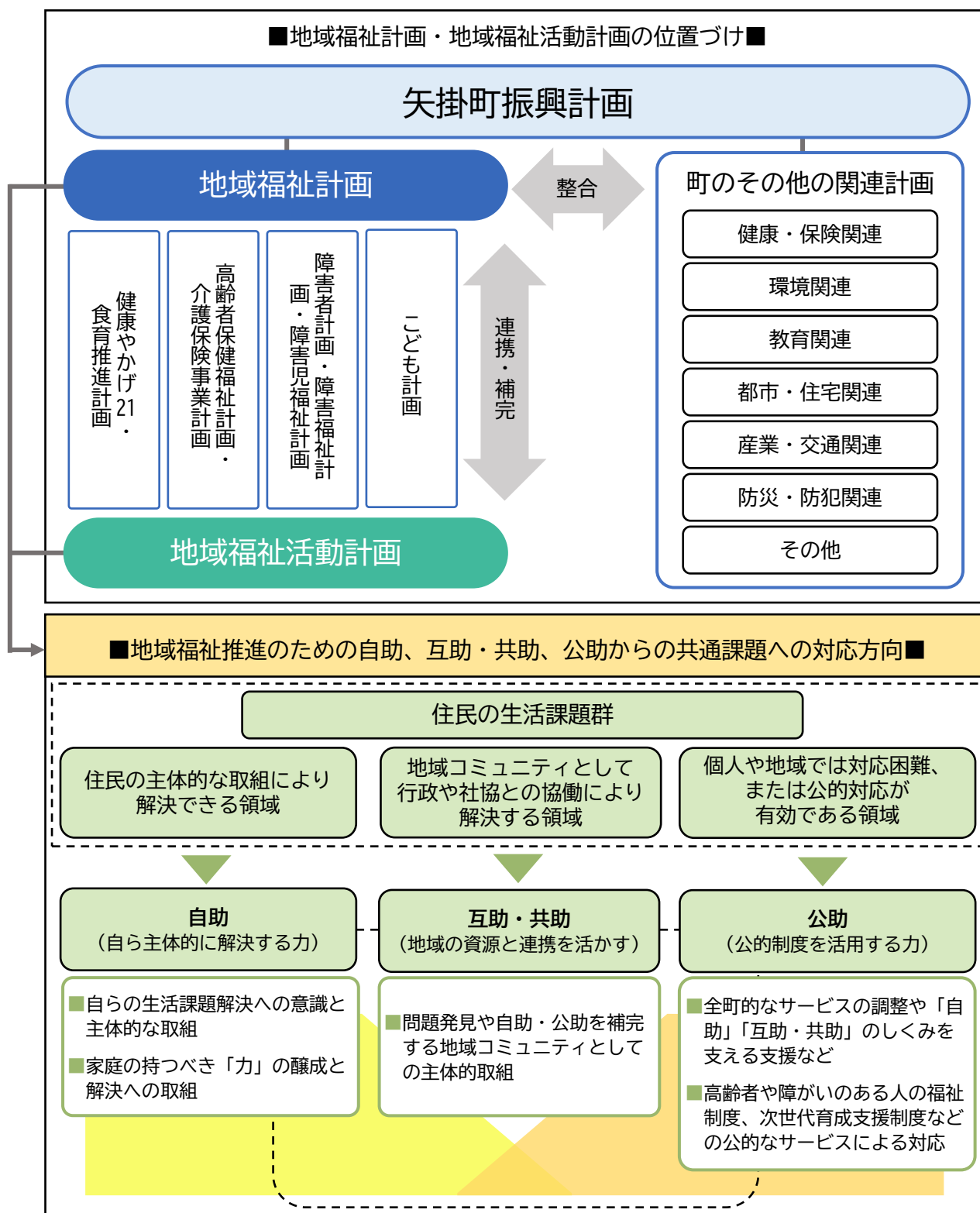
第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

資料：社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)より抜粋

(4) 矢掛町振興計画及び各個別計画との関係

- 矢掛町振興計画は、本町のまちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などを取りまとめたものです。
- 地域福祉計画は、矢掛町振興計画の福祉関連部門計画として、各個別計画の基本目標の実現に向けた計画としています。
- 平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられています。



(5) 計画の期間

第4次矢掛町地域福祉計画・第6次矢掛町地域福祉活動計画の計画期間は、令和8年度～令和12年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(6) 計画の策定体制

① 矢掛町地域福祉計画策定委員会及び矢掛町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで構成する「矢掛町地域福祉計画策定委員会及び矢掛町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置して協議を行いました。

② 地域座談会・小地域ケア会議

本町では町民のみなさんのご意見をお伺いする場として、町内の7地区で地域座談会及び小地域ケア会議が開催されています。

計画策定にあたり、町民のみなさんの福祉課題に関するご意見を反映させるため、令和4年度から令和7年度に開催された地域座談会と令和6年度から令和7年度に開催された小地域ケア会議でのご意見を参考にしています。

③ パブリックコメント

地域住民の意見を幅広く取り入れるため、矢掛町ホームページ上でパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

Ⅱ 現状と課題

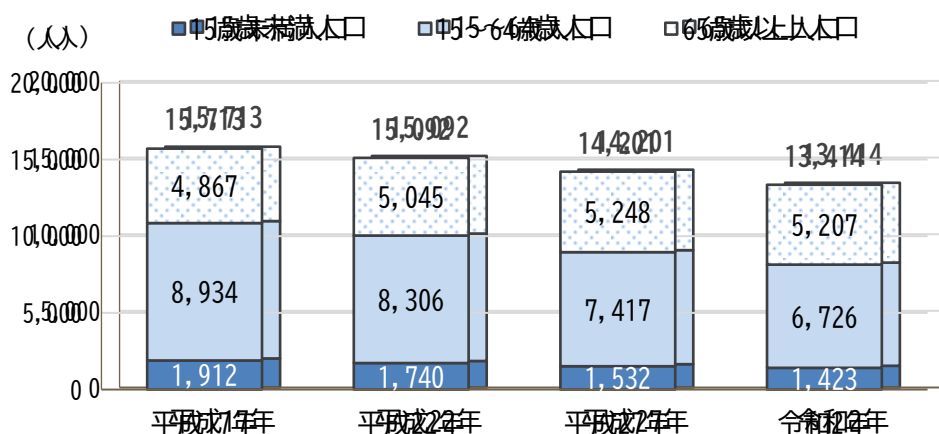
第1章 町の現状と課題

(1) 人口・世帯数などの動向

①人口減少と少子高齢化の進行

国勢調査の推移をみると、本町の総人口は緩やかな減少傾向となっています。年齢3区分別人口でみると、平成27年から令和2年の間に65歳以上人口は減少していますが、人口の減少に伴い65歳以上の人の割合は増加しています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



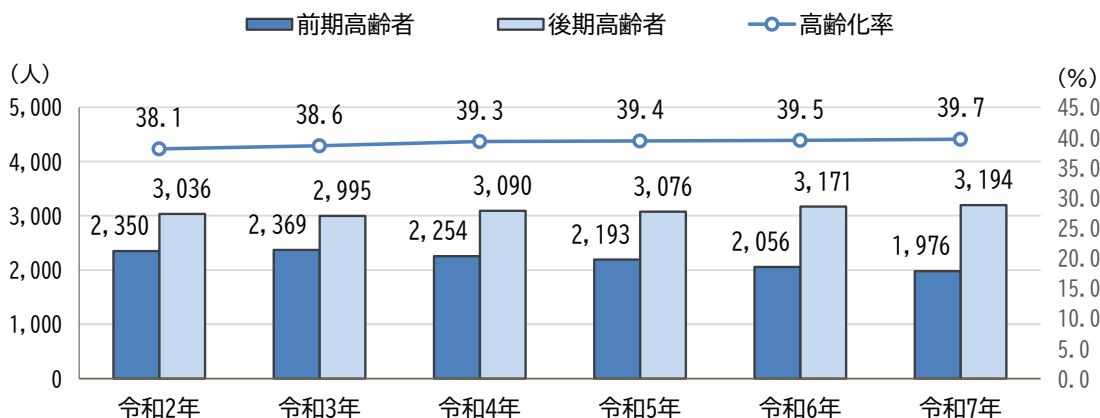
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②前期高齢者の減少と後期高齢者の増加による高齢化率の上昇

本町の住民基本台帳による高齢者人口は、前期高齢者は令和3年以降から年々減少しており、後期高齢者は令和5年以降から年々増加しています。

また、高齢化率は増加傾向にあります。

【高齢者人口及び高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

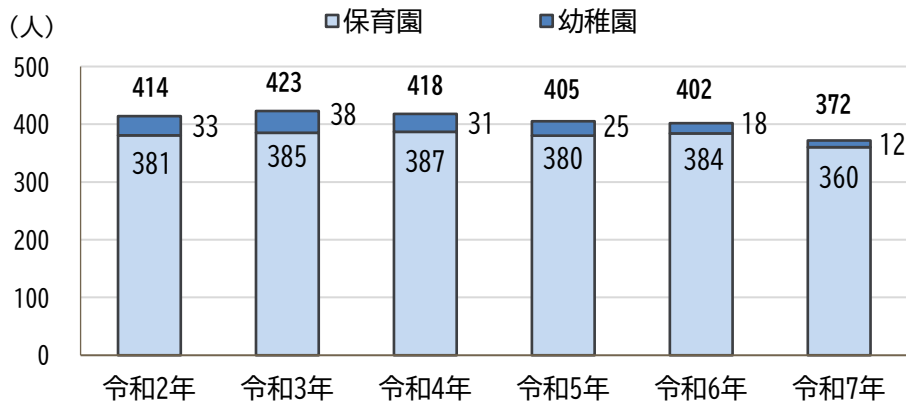
③ 幼稚園（1号認定）・保育園（2号・3号認定）入園児数の変動

本町の幼稚園（1号認定）・保育園（2号・3号認定）入園児数をみると、令和3年から幼稚園（1号認定）の入園児が減少傾向にあります。

一方で、保育園（2号・3号認定）の入園児数は、ほぼ横ばいとなっています。

[令和2年4月から、町内4幼稚園と矢掛保育園を統合し認定こども園に移行]

【幼稚園（1号認定）・保育園（2号・3号認定）入園児数の推移】

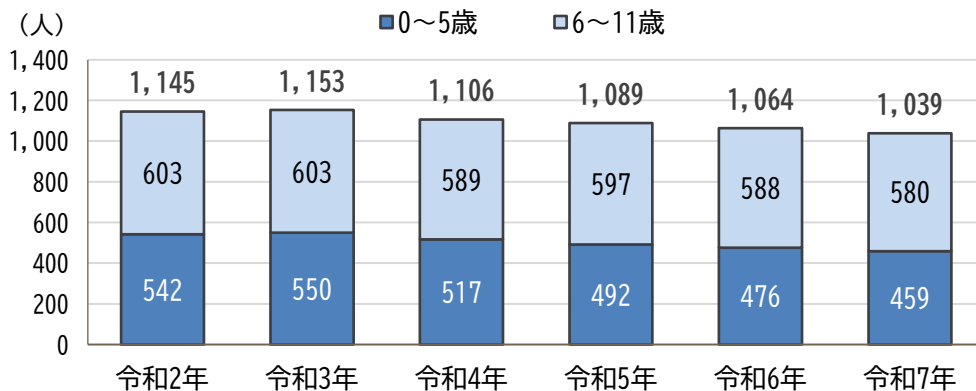


資料：こどもみらい課（各年4月1日現在）

④ 0～11歳児童人口の減少

本町の小学校までの児童人口を見ると、0～5歳人口では令和3年以降は減少しており、6～11歳は令和5年までは増加と減少を繰り返しながら推移し、令和6年以降は減少しています。

【0～11歳児童人口の推移】

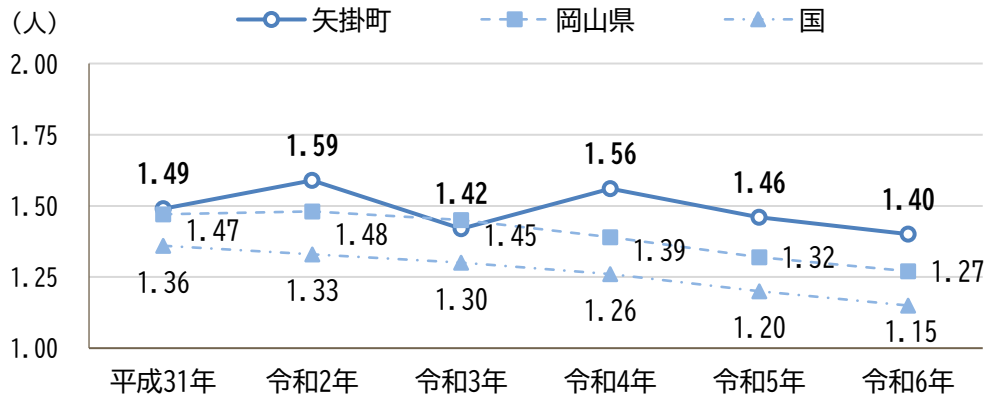


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤ 合計特殊出生率の変動

本町の合計特殊出生率を見ると、増加と減少を繰り返しながら推移し、令和6年では1.40人となっています。

【合計特殊出生率の推移】



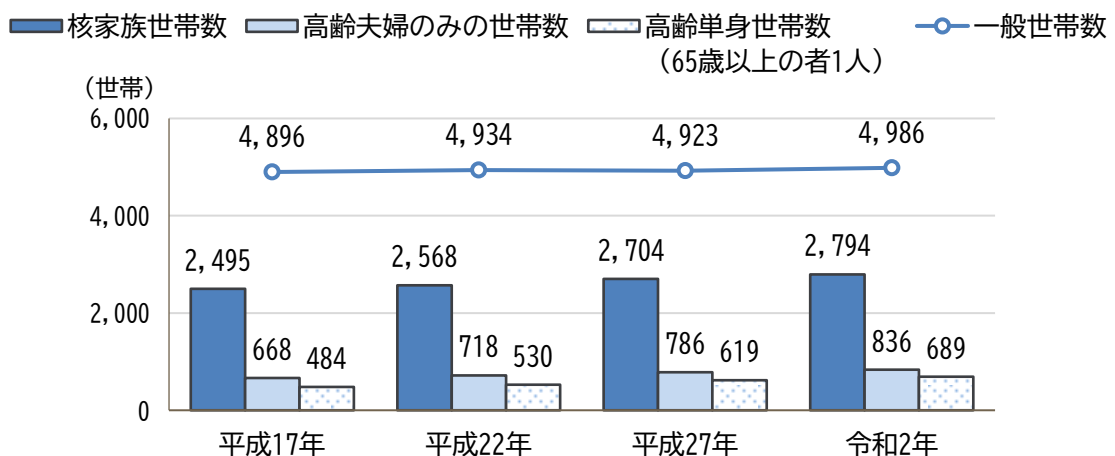
資料：岡山県衛生統計年報
※令和6年の数値は試算値です。

⑥ 核家族化と高齢者世帯の増加

平成17年から令和2年までの15年間で、一般世帯数は増加傾向となっています。

また、65歳以上の高齢単身世帯及び65歳以上の高齢夫婦世帯は年々増加しています。

【一般世帯数と高齢者世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

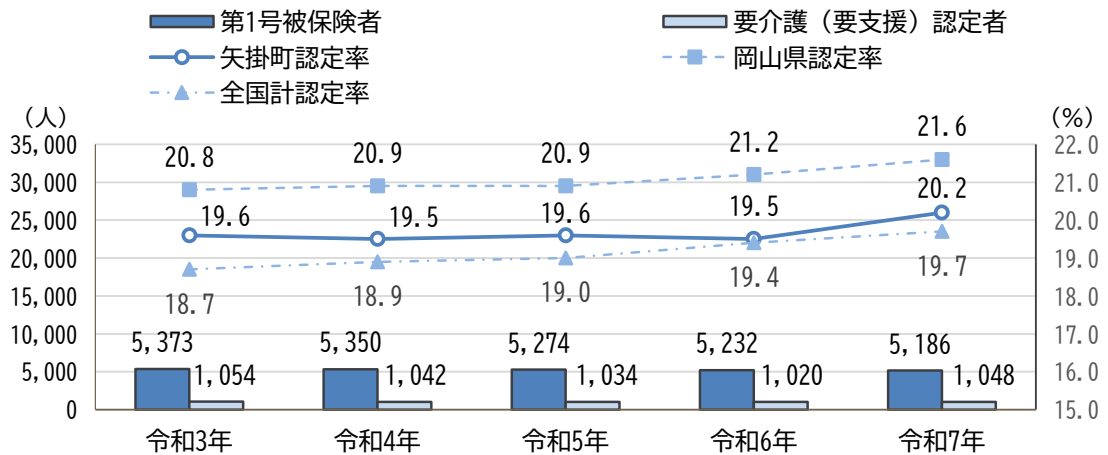
(2) 介護や支援を必要とする人の状況

① 要介護者数及び認定者率

本町の要介護（要支援）認定者数をみると、1,050人前後で推移しており、令和7年では1,048人となっています。

また、認定者率は20.0%前後で推移し、全国計認定者率と同等の水準となっています。県の認定者率と比較すると、1～2ポイント程度低くなっています。

【要介護者数及び認定者率の推移】

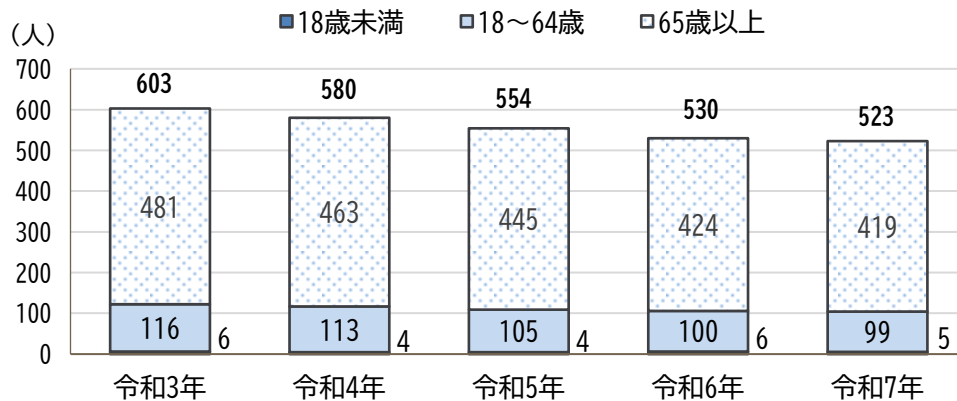


資料：介護保険事業状況報告年報（各年3月末現在）

② 身体障害者手帳所持者数の減少

本町の身体障害者手帳所持者数をみると、年々減少傾向となっており、令和7年には523人となっています。

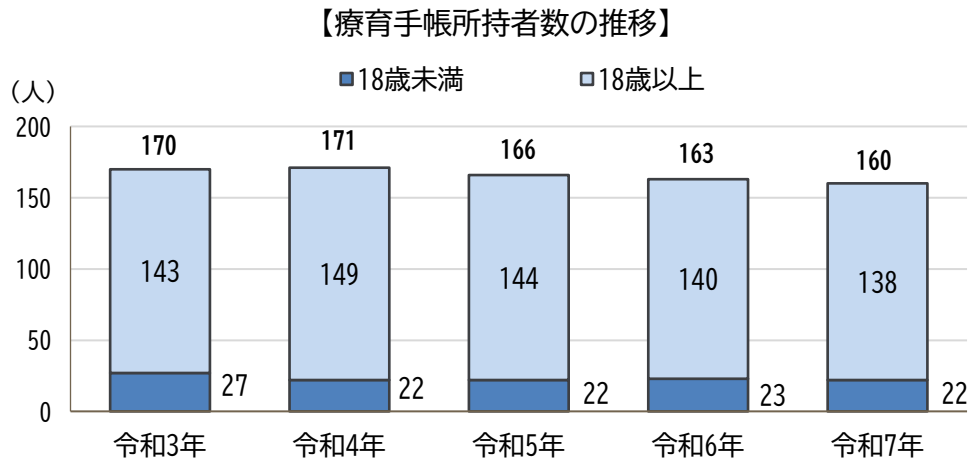
【身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：福祉介護課（各年4月1日現在）

③療育手帳所持者数の減少

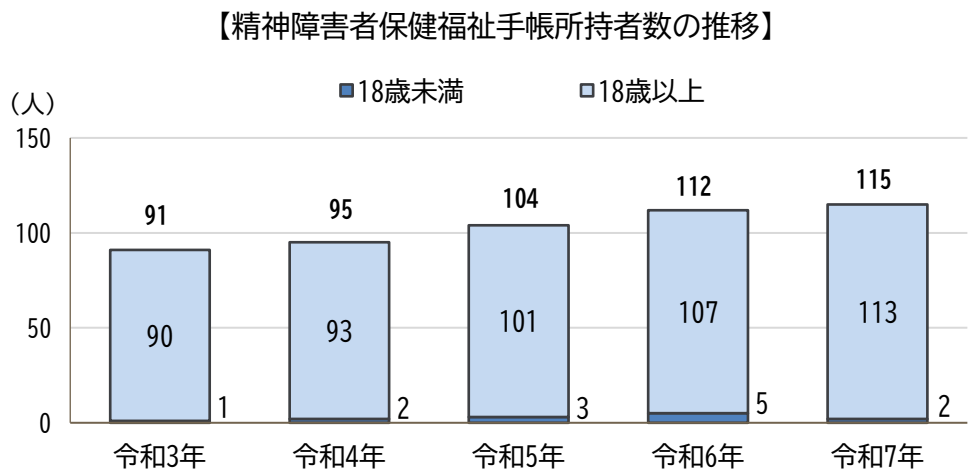
本町の療育手帳所持者数をみると、令和4年以降は年々減少しており、令和7年では160人となっています。



資料：福祉介護課（各年4月1日現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、年々増加しており、令和7年では115人となっています。



資料：福祉介護課（各年4月1日現在）

(3) 地域福祉活動の状況

① 矢掛町の主な年間行事

本町では、1年を通じて楽しいイベントや祭りが各地で行われています。

【矢掛町の主な年間行事】

時期	行事名
1月	消防出初式、二十歳のつどい、吉備大臣宮元旦祭
2月	本陣マラソン大会、観照寺梅まつり
3月	大仙院祭礼、やかげ華まつり
4月	嵐山夜桜、吉祥寺海棠まつり、罔勝寺椿まつり
5月	吉備公祭
6月	宇内ホテル観賞旬間
7月	矢掛土曜夜市
8月	小田夏まつり・花火大会、夏の行灯まつり、やかげ小唄おどり
9月	水車の里観光ぶどう園
10月	秋祭り、備中神楽、敬老会
11月	矢掛の宿場まつり大名行列、自然薯まつり
12月	吉備大臣宮越年祭、山ノ上干柿まつり

資料：産業観光課（令和7年3月末現在）

② NPO活動

本町では、現在3つのNPO法人が活動を行っています。

【NPO活動】

団体名	活動内容
ゆめ21 やかげ	子どもをはじめとする地域の人たちに対して、子育ての支援や地域づくりに関する事業を行い、すべての子どもたちの幸せな生活と、子どもやその周囲の大人たちが心豊かに育ちあう地域づくりに寄与することを目的としています。
やかげ スポーツ クラブ	幼児から高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、すべての町民に対し、いつでも、だれでも気軽に参加でき、スポーツを通じた健康づくりと町民相互の親睦を図ることを目的としています。
備中矢掛宿の 街並みを よくなる会	地域住民及び近隣住民に対して、街並み景観整備、街並み保存、古民家整備及び空き家有効活用、美化活動、子どもたちの郷土愛を育む活動及び観光の振興を図る事業を行い、地域住民及び近隣地域の発展と活性化に寄与することを目的としています。

資料：企画課（令和7年9月末現在）

③ボランティア団体

本町では、高齢者・青少年活動支援などの各種のボランティア団体が積極的に活動を行っています。

【ボランティア団体】

■ボランティアセンター登録団体

社会福祉協議会ボランティアセンターには、14団体の登録があり、それぞれの活動により、地域福祉に貢献しています。

No	分類	団体名	主な活動
1	障がい者支援	やかげ手話サークル	手話の学習、ろう者との交流
2		やかげ要約筆記サークル	町講演会・行事等での要約筆記
3		やかげ点訳サークル	書籍等の点訳
4		やかげ朗読ボランティア	広報紙・図書等の音訳テープ作成
5	レクリエーション	マジッククラブ	舞台マジック、テーブルマジック
6		中川アンサンブル	楽器演奏（大正琴、三味線）歌、日本舞踊
7		中川二胡クラブ「たんぼぼ」	二胡演奏、施設慰問
8		コーラスグループアイ	楽器演奏、歌
9	子育て支援	読み語りサークルコロボックル	本の読み語り、寸劇、朗読、紙芝居等
10		絵本の会ゆめ	絵本の読み聞かせ
11	環境活動	環境を考える会「あめんぼ」	河川浄化活動、EMボカシ製造・販売
12	国際協力	矢掛町日本語教室の会	外国人への日本語習得支援
13	障がい者施設	矢掛町地域活動支援センター	障がい者等の集いの場、日中活動サポート施設（軽作業）
14		ほほえみ矢掛	就労継続支援 B型（製菓、花植） 生活介護（歩行、創作、畑作業）

資料：社会福祉協議会（令和8年3月末現在）

■福祉関係団体

団体名	対象	活動内容
民生委員・児童委員	地域福祉	地域の見守り、相談支援活動
主任児童委員	児童福祉	児童の見守り、相談支援活動
地区社協	地域福祉	地区社会福祉活動
老人クラブ	高齢者福祉	高齢者の生きがいづくり活動
ほたるの会	障がい者福祉	精神障がい者及びその家族の親睦・情報交換
手をつなぐ親の会	障がい者福祉	障がい者及びその家族の親睦・情報交換
スマイルの会	障がい者福祉	発達障がい児を持つ保護者の親睦・情報交換
T o m a t oクラブ	児童福祉	子育てサークル
ダイヤモンドクラブ	高齢者福祉	地域ミニデイサービスの運営
さんさん美川	高齢者福祉	地域ミニデイサービスの運営
三谷ふれ愛の会	高齢者福祉	地域ミニデイサービスの運営
あすみる倶楽部	高齢者福祉	地域ミニデイサービスの運営
小田地域ミニデイサービス	高齢者福祉	地域ミニデイサービスの運営
うぐいすの会	高齢者福祉	介護予防訪問ボランティア
リサイクル福祉ボランティア	高齢者福祉	リサイクル福祉活動支援

資料：福祉介護課、健康推進課、こどもみらい課（令和7年3月末現在）

■衛生関係団体

団体名	対象	活動内容
栄養改善協議会	地域福祉	食育推進・食生活改善活動
愛育委員会	地域福祉	母子衛生及び公衆衛生の普及

資料：健康推進課、こどもみらい課（令和7年3月末現在）

■教育関係団体

団体名	対象	活動内容
地域学校協働本部	児童福祉	教育支援
矢掛町観光ボランティアの会	地域福祉	観光ガイド
やかげ郷土美術館 ボランティアの会	地域福祉	美術館イベントの支援
図書館ボランティア	地域福祉	図書館イベントの支援
公民館クラブ	地域福祉	公民館での活動クラブ
スポーツ少年団	児童福祉	スポーツを通じた青少年の育成支援
手をつなぐ育成会	障がい児（者）福祉	障がい児（者）の健全な育成支援

資料：教育課、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構（やかげDMO）（令和7年4月現在）

■地域関係団体

団体名	対象	活動内容
消防団	地域福祉	防災活動
自主防災組織	地域福祉	地域防災活動（79組織）

資料：総務防災課（令和7年3月末現在）

（4）高齢者を地域で支え見守る体制づくり

高齢化が進行し、介護や支援を必要とする人が増加する中、今後は健康寿命を延ばし、介護を必要とする人を少しでも減らすための介護予防に対する取組がますます重要になってきます。

本町では、地域包括支援センターの機能を充実させ、介護予防や総合事業により、地域住民に安心を与える地域包括ケアシステムの核となることを目指し、地域における多様な社会資源ネットワークを活用するとともに、関係機関などとの連携を図っています。

①自治会・町内会、世帯数及び人口

各地区の自治会数、町内会数、世帯数、人口、65歳以上人口及び高齢化率を示します。

1世帯当たりの人数をみると、小田が2.2人と最も少なく、山田と中川が2.5人と最も多くなっています。また、高齢化率をみると、川面が33.8%と最も低く、美川が53.3%と最も高くなっています。

【自治会・町内会、世帯数及び人口】

地区	自治会数	町内会数	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯当 り人数 (人)	65歳以上 人口 (人)	高齢化率 (%)
矢掛	21	95	1,465	3,393	2.3	1,209	35.6
美川	8	42	391	910	2.3	485	53.3
三谷	9	46	725	1,738	2.4	741	42.6
山田	5	33	727	1,787	2.5	733	41.0
川面	5	36	826	1,992	2.4	674	33.8
中川	3	24	611	1,517	2.5	651	42.9
小田	9	31	766	1,676	2.2	677	40.4
計	60	307	5,511	13,013	2.4	5,170	39.7

資料：町民課（令和7年3月末現在）

②地区別の民生委員・児童委員、主任児童委員及び愛育委員

各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員及び愛育委員数を示します。

1人当たりの民生委員・児童委員が受け持つ世帯は美川が98世帯と最も少なく、矢掛が148世帯と最も多く、また、愛育委員については、美川が65世帯と最も少なく、矢掛が170世帯と最も多くなっています。

【地区別の民生委員・児童委員、主任児童委員及び愛育委員】

地区	世帯数 (世帯)	民生委員 児童委員 数(人)	民生委員・児童 委員1人当たり 世帯数(世帯)	主任児童 委員数 (人)	愛育委員 数(人)	愛育委員1人当た り世帯数 (世帯)
矢掛	1,475	10	148	1	20	170
美川	392	4	98		14	65
三谷	721	6	120	1	11	158
山田	727	6	121		15	119
川面	820	6	137	1	14	142
中川	613	6	102		16	95
小田	766	6	128		13	129
計	5,514	44	(平均) 122	3	103	125

資料：福祉介護課、こどもみらい課（令和7年3月末現在）

③国民健康保険特定健診受診者・受診率

年齢が高くなるほど、受診率が高くなっています。

【国民健康保険特定健診受診者・受診率（令和6年度）】

年齢階級	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
40-44	102	31	30.4
45-49	115	25	21.7
50-54	126	30	23.8
55-59	113	34	30.1
60-64	174	74	42.5
65-69	481	246	51.1
70-74	778	401	51.5
計	1,889	841	44.5

資料：健康推進課（令和7年9月現在）

④シルバー人材センター会員・老人クラブ会員数

シルバー人材センターの会員数は確保できている一方で、老人クラブの会員数は減少しており、高齢者の会員確保が課題となっています。

【シルバー人材センター会員・老人クラブ会員数】

地区	シルバー人材センター会員（人）		老人クラブ会員（人）	
	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年
矢掛	17	20	137	96
美川	5	9	107	111
三谷	11	7	103	109
山田	16	12	130	123
川面	8	10	68	68
中川	1	5	148	161
小田	2	6	214	198
計	60	69	907	866

資料：社会福祉協議会、福祉介護課（各年4月現在）

⑤いきいきサロン数

高齢化の進展により、入院や入所の増加、定年延長による参加者の減少が見られ、いきいきサロンの数や登録者数が減少しています。これにより、自宅から歩いて行ける身近な居場所の存続が課題となっています。

【いきいきサロン数】

地区	いきいきサロン数（箇所）	
	令和2年	令和7年
矢掛	15	10
美川	13	13
三谷	14	12
山田	20	18
川面	4	3
中川	12	9
小田	11	11
計	89	77

資料：社会福祉協議会（各年4月現在）

第2章 地域福祉についての住民の意向

(1) 地域座談会

地域座談会での福祉関連のご意見は以下のとおりです。

施策体系との 関連・キーワード	地域課題	地区
1-(1) 人材育成 高齢化	高齢化により、自治会・町内会の役員のなり手がいなくなっている ので、存続が難しくなっている。	美川地区
	集落の高齢化の問題について。	小田地区
	高齢者が多いので、まちピカ応援事業補助金の事務処理を簡素にして ほしい。作業前や作業中、作業後の写真を提出することが困難である。	川面地区
	宇内地区は高齢者が多いため、スマートフォンで写真の転送が困難である。	川面地区
	水利組合が利用し法面を刈っているが、高齢化や担い手不足により作 業できる方が減ってきているので、自走式草刈機があれば組合員も楽 に管理できる。	矢掛地区
	高齢化により、草刈りができなくなってきた。	美川地区
1-(2) 広報・啓発・教育 学校	児童数が減少しているため、美川小学校の今後が不安。	美川地区
1-(3) 交流機会 一人暮らし 高齢者の孤立	広報紙の各戸配布により、町内会の集会や町内会長の各戸訪問がなく なったことで高齢者の孤立化に拍車をかけるのではないかと。	美川地区
	移住者にとっては地域に関わる機会が少ないため意図的に集まる場 所があっても良い。	美川地区
	三ヶ原地区は特に高齢者、一人暮らしの高齢者が多い。一人暮らしの 高齢者は情報を知る機会がない。	美川地区
1-(3) 交流機会 行事	なり手不足により、公民館などの役員選出や運営が難しくなっている ので、行事内容等の見直しをしてほしい。	美川地区
	コロナ禍以降、地域の行事への参加者が減少しており、行事の開催が困難。	川面地区
	盆踊りの準備をしても参加者が少なく、盛り上がりには欠けるという話 があるため、役場も認識してほしい。	川面地区
	高齢化により地元の伝統行事や地元作業の担い手が不足しており、地 元以外の行事や自分以外の田畑に手が回らない。	中川地区
	地域行事を統合し、大型イベントにした方が、移住者等も増え、地域 の活性化につながると思う。	中川地区
	矢掛町や、矢掛町社会福祉協議会から2年や3年で打ち切りでない長 期的な地域行事の資金助成をお願いしたい。	小田地区

※「キーワード」欄の数字は、P48「施策の体系」の「基本目標」「主な施策」に対応

施策体系との 関連・キーワード	地域課題	地区
2- (1) 地域ネットワーク 自治会・ 町内会	自治会や町内会へ転入者や転出者の情報提供、また、自治会長へ死亡した方の情報を提供してほしい。	山田地区
	矢掛町の補助を受けて、町内会へ加入していない方がいる。	山田地区
	少子高齢化により、町内会活動、自治会活動の運営が心配なので、役員の数を減らしたり、公民館・社協などの組織の統一が必要と感じている。	中川地区
2- (1) 地域ネットワーク 集合住宅内	外国人住民と生活習慣が異なるため、ごみの問題や騒音問題、防犯問題が出ている。	川面地区
	外国人技能実習生が増えてきており、ごみの分別や騒音など、言葉の壁もあり対応に苦慮している。	川面地区
	各法人に通訳がいるが、入居者ごとに通訳が異なる。入居者が言うことを聞く通訳と聞かない通訳があり、困っている。	川面地区
	団地内の入所者が高齢化してきており、独居老人や障がいをお持ちの方、認知症の方が増えている。そういった方の支援や見守りについて、対応に苦慮している。	川面地区
2- (1) 地域ネットワーク 孤独死対策	孤独死の問題が発生しているので福祉委員や福祉協力委員が町内会とのパイプ役として機能するように仕組みを構築することが必要ではないか。	中川地区
2- (2) 防災・防犯 緊急連絡網構築	有線放送契約者が減少しているため、役場から各家庭への緊急連絡網の構築をしてほしい。	三谷地区
2- (2) 防災・防犯 災害・防災	大規模災害で孤立集落が発生した際の対策について考えてほしい。	中川地区
	災害時に要支援者の対応が可能なのか、今後の体制構築についての説明を聞きたい。	中川地区
	災害時、一人暮らしの方、災害弱者は民生委員を把握していないため困り、災害時、不安な日々を過ごすことを心配している。	中川地区
	災害に対し関心がない方に関心を持たせることは難しい。災害時に各地区の町内会長、自治会長が責任を持ち連絡し避難させる必要がある。	三谷地区
	山田小学校の体育館は避難場所として入るだけのため、公民館が補助することを想定する必要がある。	山田地区
2- (2) 防災・防犯 空き家対策	空き家に至るまで及びその後について、出前講座を行ってほしい。	中川地区



施策体系との 関連・キーワード	地域課題	地区
2- (4) 相談支援 専門職派遣	地域の困りごとの解決のために、福祉の専門職が地域を回ってほしい。	小田地区
2- (6) 福祉サービス 買い物弱者対策	買い物難民用にシニアカーのレンタルを用意してほしい。	矢掛地区
	移動販売車が各地区を回る事業を実施してほしい。	美川地区
	地域にやってくる移動販売車は日用品が少ないため、日用品を販売してほしい。	美川地区
	事業者の継続を支援するための補助を検討するなど見直す必要がある。	美川地区
	冷凍食品の弁当を配達するサービスや矢掛町指定業者以外での配食サービスに対して補助があればよい。	美川地区
2- (6) 福祉サービス 公共交通制度	定額タクシー制度は月4回の利用となっており、往復するため2回だけでは生活のための足としては不十分ではないか。	美川地区
	将来的に1つの制度に地域の足の問題は統合されるのか。	美川地区
	高齢化に伴い、中川地区において浅海・江良地区に不便さが大きくなる可能性がある。どのような対策を考えているのか。	中川地区
	地域福祉バスの利便性の向上を図ってほしい。	中川地区
2- (6) 福祉サービス 子育て支援	若い世代が安心して暮らしていくことができるよう、子育て支援を充実させてほしい。	山田地区
	学童の申込者が定員超過の為、学年の制限をしていないが1年生から3年生までしか受け入れができない。	矢掛地区
3- (1) 資源の活用 旧マルナカ 跡地利用	木陰のある公園や若者が遊べるスケートボードやローラースケートが安心してできる場所が町中にほしい。	矢掛地区
	子どもが安心して遊べる場所を検討してほしい。	矢掛地区
	旧マルナカ跡地に介護施設とこども園を併設した施設を建設したらどうか。	矢掛地区
3- (1) 資源の活用 マイナンバーカード	美川公民館にマイナンバーカードが利用可能の機器を設置してはどうか。	美川地区
3- (1) 資源の活用 公民館利用	公民館活動について、若い世代の余暇活動が多様化したりして利用者が減ってきている。地域の集いの場として今後どのようなあり方がいいのか検討する段階にきている。	川面地区



(2) 小地域ケア会議

小地域ケア会議でのご意見は以下のとおりです。

施策体系との 関連・キーワード	地域課題	地区
1-(3) 交流機会 地域での交流	地域のつながりが薄く、地域の人のがわからない。	矢掛地区
	いきいきサロン等の地域活動への参加者の減少が続き、存続が危ぶまれる。	矢掛地区
	高齢化により、耳の遠い人が増え、近所づきあいや地域活動に弊害が起きている。	矢掛地区
	若い人の行事への参加が少ない。	美川地区
	身内で解決策を図ることが一番であるが、町内会の存続が危ぶまれており、地域住民同士のつながりにも限界がある。	美川地区
	若者が行事へ出る機会が少なく、高齢者の名前を知らない。	美川地区
	若者人口の減少。若者がいても行事に出て来ない。地区民が集まって行う行事を止める地区もある。	山田地区
	高齢化のため、空き家や一人暮らし家庭が増加し、自治会の運営や地区行事の実施が困難になってくる。	山田地区
	人間関係が希薄化になった。	山田地区
	サロンや地区の集まりに出て来られない人の情報が入ってこない。	山田地区
	自治会や町内会を構成する住民の意識が低下している。	川面地区
	自治協議会、地区社協、公民館の役員が集まって目標をもって話し合う場を持つことが少ない。	川面地区
	若者が少ない、行事の活動が減少している、役を代われる人がいない。	三谷地区
	サロン活動が活性化していない。	三谷地区
	つながりが年々希薄になっている。	小田地区
	若い世代の声を聞くには。	小田地区
	サロンの数が減って交流の場所が欲しい。	中川地区
	1-(3) 交流機会 高齢化問題	高齢化により、行事参加者と世話役が減少し、つながりが希薄化している。
行事に参加しない高齢者が増え、事情が分かりにくくなっている。		美川地区
高齢化率が85%になり、祭事などの地域活動は急激にできなくなっている。		美川地区
人口減少、高齢化、後継者不足		三谷地区
高齢化により行事ができなくなっている、高齢者の一人暮らしの増加、免許返納者の移手段不足		三谷地区
支え合いが難しくなっている。夫婦のみの世帯が多い。一人世帯も増えている。車がないと生活できないので、免許証返納したくても返納できない。子・孫への伝達できていない。見守り時間の余裕があまりない。		中川地区
高齢化により担い手が不足している。		中川地区
1-(3) 交流機会 声かけ	若い人が一人暮らしをしており、どう声かけをしたらいいか悩んでいる。	美川地区

施策体系との 関連・キーワード	地域課題	地区
2- (1) 地域ネットワーク 見守り活動	日頃の見守り活動ができていない。	矢掛地区
2- (1) 地域ネットワーク 高齢化問題	若年層の減少により、高齢者同士が支えあわなければならないが限界がある。	矢掛地区
	跡取りや独身女性が高齢化すると同時に、親の介護も必要になってくる。	矢掛地区
	無気力で不健康な一人暮らしをする生活資金不足の高齢者の対応に困っている。	美川地区
	老々見守り状態である。	美川地区
	認知症や寝たきり高齢者の支援が課題になっている。	山田地区
2- (1) 地域ネットワーク 助け合い	世帯数が減り、高齢者だけの世帯も半数近くあり、防災も支え合いも困難になってきた。	美川地区
	高齢化率70%、65歳未満6人中ニートが3人おり、5年後が心配である。	美川地区
	田淵町内会8軒中、5軒が90歳代の方で、老々介護、1軒は一人暮らし、2軒は町外から子供が来て介護状態。	美川地区
	1人暮らしや老々介護が多い。	美川地区
	高齢者世帯や独り暮らし高齢者が安心・安全に暮らせる地域づくりが困難である。	山田地区
	一人暮らしの安否確認が難しい。	山田地区
	仕事を持っていると高齢者等への声掛けや支援活動がしにくい。	川面地区
	地域住民の集まりが減り、住民同士のつながりが薄くなった。	川面地区
	つながりが薄れ地域住民の主体性がなくなっている。	川面地区
コロナ禍以降、町内会で情報交換・共有ができず、困りごと等の情報収集が困難。	川面地区	
2- (1) 地域ネットワーク 買い物弱者対策	買い物ができない一人暮らし高齢者がいる。	美川地区
2- (2) 防災・防犯 空き家対策	家を倒した後の空き地や空き家が増加し、荒廃している。	矢掛地区
2- (2) 防災・防犯 防災対策	災害時に、一人暮らし生活者のフォローが困難。	美川地区
	災害時に備えた対策を考えることが必要。	小田地区
2- (2) 防災・防犯 防災・防犯対策	災害が心配だが、対応方法がわからない。	山田地区
2- (6) 福祉サービス 買い物弱者対策	スーパーマーケットが町中からなくなり、買い物に困っている人がいる。	矢掛地区
	商店が少なくなり、買い物を自動車でしなければならなくなっている。	矢掛地区
	高齢者や一人暮らしの方が増え、日用品の買い物に困っている。	矢掛地区

Ⅲ 計画の基本的な考え方

第1章 地域福祉の将来像と基本的な視点

(1) 地域福祉の将来像

本町に住むだれもが健康で安心して快適に暮らせる地域社会を確立するためには、福祉サービスの質・量の両面にわたる充実を図る必要があります。加えて、隣近所の助け合い、支え合いなどの地域における住民活動が大切です。

今日の福祉のあり方は、住民自らが自分らしく生きる努力を行うこと（自助）を前提に、支援が必要となったときには、適切なサービスを選択でき、安心して暮らせる環境を住民みんなの力で築き上げていくことが求められています。

そのため、福祉制度、福祉サービスの充実が望まれています。また、核家族化をはじめとする世帯の多様化などにより、人と人、人と地域のつながりが薄れ、地域の中で助け合ってきた地域社会が衰退し、地域コミュニティの希薄化が社会問題となっています。地域の人々のつながりを強めるとともに、社会資源を有効に活用することにより、地域コミュニティの活性化を図っていくことが求められています。

こうした考え方に立ち、本町のめざす地域福祉の将来像を、第7次矢掛町振興計画の福祉分野の目標である「元気に暮らせる健康長寿のまち」との整合性を図り、地域福祉の施策の基本方針である「みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり」とします。

本町のめざす地域福祉の将来像

**みんなが支え合い安心して暮らせる
福祉のまちづくり**

(2) 基本的な視点

視点1 「地域共生社会づくり」

高齢者・障がいのある人・子どもなどの対象者固有の課題を超えて地域の課題として捉えた取組である「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」を推進する視点が必要です。

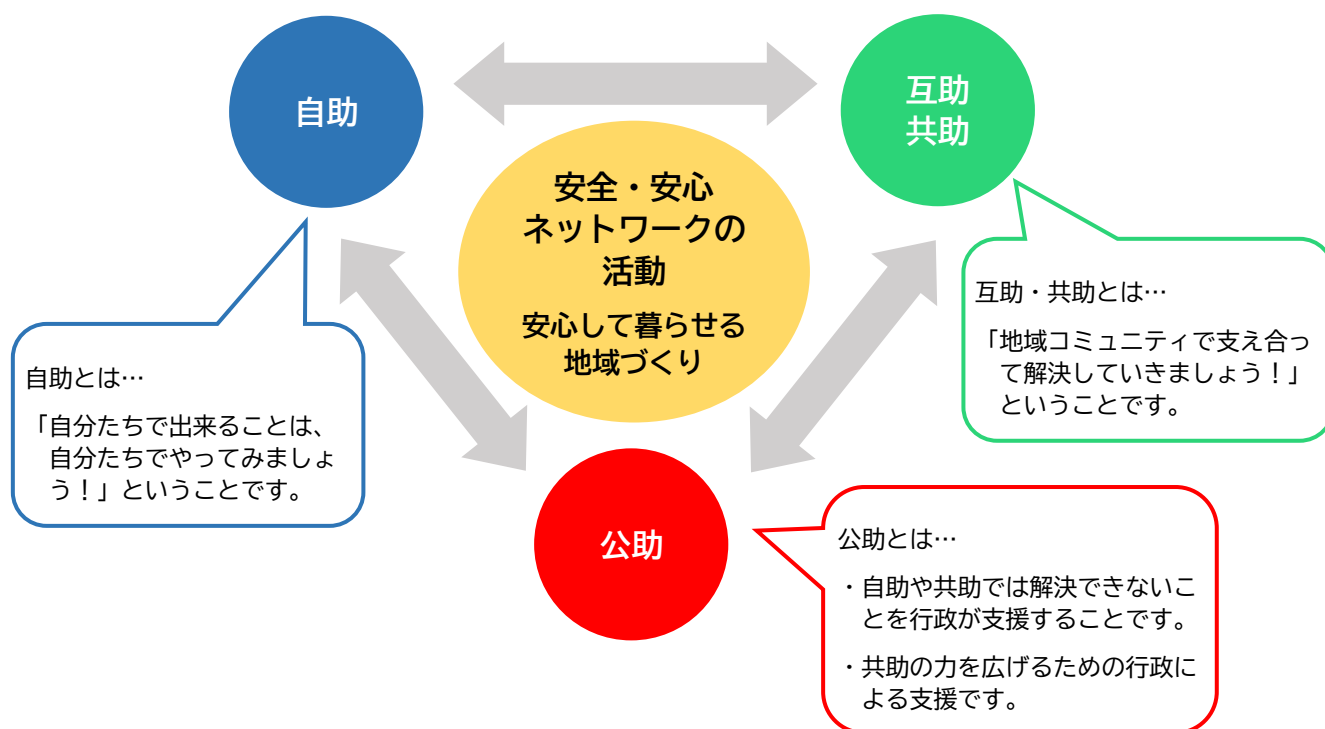
地域共生社会づくりに当たっては、本人や世帯の複合的な課題を包括的に受け止め、一緒になって継続的に適切な支援をしていくため、包括的な支援体制において、「Ⅰ断らない相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備」という視点が必要です。

視点2 「自助、互助・共助、公助」

地域には、現在のしくみだけでは対応しきれない多様な生活課題があります。

本計画の策定において、課題解決の方策を考えるに当たっては、「自助、互助・共助、公助」という視点を取りあげました。

自分自身や家族で問題解決に向けて努力する「自助」、地域でお互いに支え合う「互助・共助」、制度に基づく公的な福祉サービスである「公助」、これら3つの支えが適切に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要です。

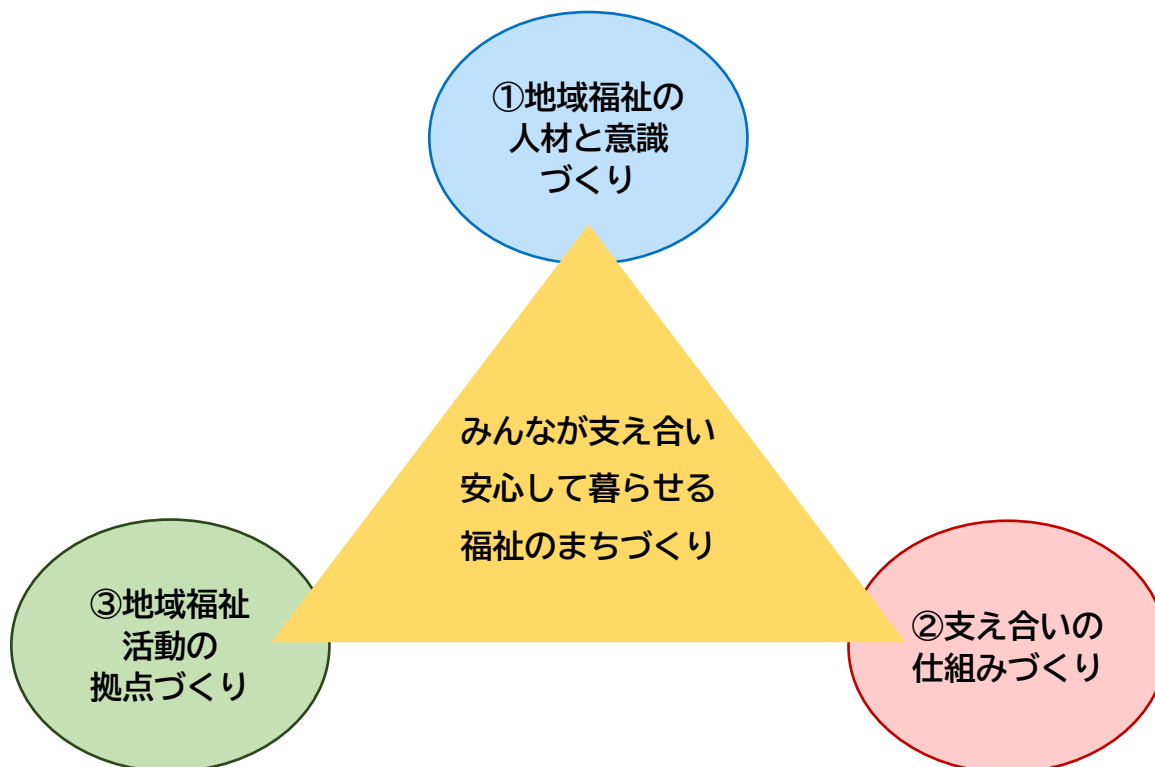


※公助は、自助と互助・共助をしっかり支えています。

第2章 計画の基本目標

(1) 計画の基本目標

「基本理念」を実現するための施策推進の目標を以下のように設定します。



基本目標① 地域福祉の人材と意識づくり

地域福祉を支えるのは、地域に暮らす一人ひとりです。住民が福祉を「自分ごと」としてとらえ、互いに助け合う意識を高めることが大切です。

そのために、地域で活動をリードする人材やボランティアの育成を進めるとともに、広報や啓発、学習機会を通じて共生社会への理解を広げます。また、世代や立場を超えた交流の場を充実させ、地域のつながりを深めることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。



基本目標② 支え合いの仕組みづくり

高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、あらゆる世代が安心して暮らせる地域を実現するためには、困りごとを抱える人を早期に支えられる仕組みが大切です。行政や社会福祉協議会、医療・介護・教育・防災などの関係機関が連携し、相談支援をはじめ、参加支援や地域づくり支援を一体的に進めます。

また、健康づくりや介護予防の推進、災害時の支援体制の整備、権利擁護や成年後見制度の活用など、切れ目のない支援を行います。さらに、住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、支援体制とサービスの質の向上にも取り組みます。



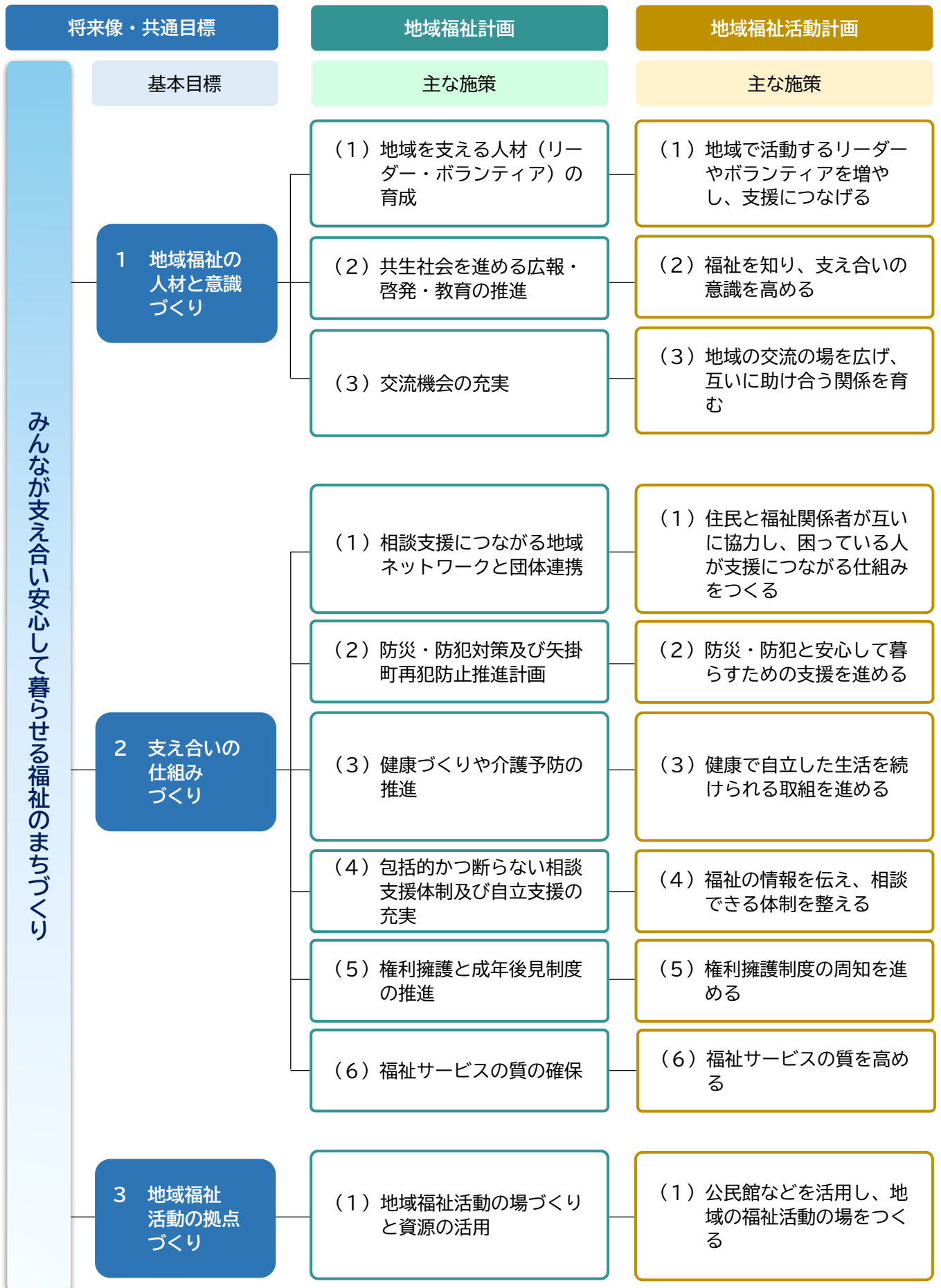
基本目標③ 地域福祉活動の拠点づくり

地域福祉が抱える様々な課題に対応していくためには、行政サービスだけでは限界があります。

すべての住民が住み慣れた地域の中で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、地域の実情を理解した住民や地域の企業・団体、ボランティアなどへ呼びかけて地域福祉活動の拠点となるネットワークを形成し、地域の実状に即した効果的な支援策を展開します。



(2) 施策の体系



みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり

IV 地域福祉計画

第1章 地域福祉の人材と意識づくり

(1) 地域を支える人材（リーダー・ボランティア）の育成

現状・課題

- ・本町のコミュニティ組織は、7つの自治協議会を中心に、町内会をはじめ様々な地域活動団体が組織されており、各地区において環境保全や美化活動、青少年の健全育成などが活発に行われていますが、高齢化により、活動内容や活動規模に制限がかかる地域もあります。
- ・町民一人一人がコミュニティ活動に積極的に参画する環境と自助・共助・公助の理念に基づいてコミュニティ活動を推進するリーダーを育成することが重要な課題になっています。
- ・地域の間人関係が希薄になっており、中心となるリーダーの育成が必要です。
- ・同じ人が地域の複数の役を兼務し、後任者の確保が難しくなっています。☆
- ・地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員などの地域リーダーの育成と活動を強化・充実させるために、研修会などへの参加を支援しています。
- ・ボランティアリーダーの養成は、社会福祉協議会とともにその支援に取り組んでいく必要があります。
- ・それぞれの地域には、行政では解決できない地域ごとの課題があります。行政の手の届かない地域ごとの課題を地域自らの手で解決するためには、「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という意識を持った地域を愛するボランティアを育成する必要があります。
- ・令和6年度に「子育て支援サポーター養成講座」を実施しましたが、人材確保が課題となっています。

方向性	<p>○コミュニティ活動意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none">・コミュニティ活動の意義を広く伝え、多くの町民が地域活動に参加できるよう情報発信に努めます。・町内会への加入や地域活動への参加を促し、活動を通じて自分の住む地域を大切に思う意識を育てます。 <p>○住民主体の地域福祉のための地域リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の自主的な取組を支援し、住民が主体となって福祉課題を解決できるよう、コミュニティ団体などのリーダーを育成します。・情報共有や意見交換の場を設け、地域リーダーの経験交流とスキル向上を図ります。 <p>○ボランティア人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・住民による福祉活動やボランティア活動を推進し、人と地域のつながりづくりを通じて課題の早期把握・早期対応につなげます。・社会福祉協議会のボランティア養成講座や講演会を支援し、ボランティアの裾野を広げます。
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や各種ボランティア団体と連携し、潜在的なボランティアの発掘に継続して取り組みます。
住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関心を持ち、自分にできる形で参加します。 ・講座や行事を通じて、活動への理解を深めます。 ・家庭では、子どもが地域行事やボランティアに関わる機会をつくり、地域への愛着を育てます。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や団体が中心となって、リーダーを養成します。 ・福祉に関する出前講座や講演会を企画し、学びの機会を広げます。 ・地域のボランティア情報を共有し、活動への参加を促します。 ・ボランティアや住民団体の活動を支援し、継続できる環境を整えます。

行政の役割 (行政が手助けすること)	担当課	前回計画からの方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・自治協議会などと連携して、町内会未加入世帯が町内会に加入しやすい環境をつくります。 	町民課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティに関する広報啓発・リーダーの育成・発掘を行います。 	町民課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を担う人材の育成や資質の向上のため、民生委員・児童委員の研修の充実を図ります。 	福祉介護課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティやコミュニティ相互の意見交換可能な場を確保します。 	福祉介護課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会を支援します。 	福祉介護課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て関係機関・団体の連携の強化を図り、子育て支援サポーターやボランティアとして関わってくれる人の育成や登録を検討します。 	こどもみらい課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる介護予防事業としての福祉サービス提供などの住民主体の活動を推進します。 	福祉介護課	現状維持

注：☆は、各地区における地域座談会や小地域ケア会議における住民の皆さんのご意見です。

(2) 共生社会を進める広報・啓発・教育の推進

現状・課題

- ・広報紙やホームページなど、様々な方法で福祉に関する情報を提供しています。
- ・各地域で開催する住民参加の集いや団体の行事の中で、地域福祉に関する取組が浸透するよう働きかけていますが、各地域に必要な情報が届かない場合もあるため、地域の行事などを地域の団体の情報交換の場として活用する必要があります。
- ・地域住民や子どもたちへの福祉教育や体験学習に努めています。差別や偏見などのない社会をつくるためには、早い時期での福祉教育の実施が必要です。
- ・引き続き町全体で「地域共生社会の実現」の理念の浸透を図る必要があります。

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙などによる情報提供と啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やマスコミを活用し、福祉に関する情報を住民に提供します。 ○各種行事を活用した広報・啓発の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉や健康に関わる多くの団体が参加する行事を通じ、参加団体や住民の地域福祉への理解を深めます。 ○学校や地域における福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域・家庭・学校・職場と連携し、児童・生徒の福祉体験学習や健康・福祉イベントを充実させます。 ・障がい福祉や人権に関する教育、車椅子体験などを通じ、正しい理解と認識を広げます。 ○住民に対する安全指導や防災教育 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全や消費者教育、防災教育を実施します。 ○町職員に対する研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修で障がい者福祉や地域福祉について取り上げ、職員の理解を深めます。
住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で子どもに福祉やボランティアの心構えを伝えます。 ・家庭で交通ルールや安全の大切さを教えます。 ・イベントや地域行事に参加し、福祉への理解を深めます。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体と連携し、啓発活動を通して障がい者への理解や思いやりを広げます。 ・子どもたちのボランティア活動への関心を高める取組を継続します。 ・家庭教育学級などを活用して、福祉への意識向上を進めます。

行政の役割 (行政が手助けすること)	担当課	前回計画からの方向性
・住民の皆さんの地域福祉活動への参加促進のための情報収集及び情報提供並びに啓発に努めます。	福祉介護課	現状維持
・学校教育・社会教育を通じて、福祉に関する啓発を行います。	教育課	現状維持
・地域の高齢者や障がい者が気軽に相談できるように地域包括支援センター、障害者相談支援センターのパンフレットを配布するなどPRを行うとともに、住民の方の身近な存在として認知されるよう積極的に地域における出前講座の実施などにより周知します。	福祉介護課	現状維持

<ul style="list-style-type: none"> ・親が学べる家庭教育学級、福祉教育に関する講演会などへの参加を呼びかけ支援を行います。 	教育課 福祉介護課 町民課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・健康・福祉イベントなどを通して、高齢者や障がい者などを交えた様々な体験学習を推進します。 	福祉介護課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座などで町民に対する交通安全や消費者教育などを行います。 	町民課	現状維持

(3) 交流機会の充実

現状・課題

- ・地域づくり活動、いきいきサロン、子ども会活動、老人クラブ、福祉関係団体の交流会など、地域での交流行事に対する支援を行うとともに、健康づくりや福祉のイベントを実施し、地域住民との交流や福祉のまちづくりの啓発に取り組んでいますが、ひとり暮らしの高齢者や障がい者は、閉じこもりがちになる傾向があり、地域とのつながりが希薄化しているため、地域行事への参加を呼びかけるなどコミュニケーションの機会を増やす必要があります。☆
- ・地域のいきいきサロンでは、参加者が増えず、介護予防やフレイル(虚弱)予防に取り組む人と取り組まない人が二分化してきており、地域の福祉委員や福祉協力員などによりいきいきサロンへの参加を呼びかける必要があります。
- ・高齢化のため地域が衰退するとともに、個々の生活様式が多様化し、地域の連帯感が薄れて、近所とのつながりや交流の希薄化が進んでいます。普段からの近所での声かけから始めていく必要があります。
- ・町内会未加入者が増加し、会員同士の連携や支え合いが不十分となっており、地域との繋がりが薄くなっています。☆
- ・8050問題など、働き盛りの世代の中には、引きこもっている人がおり、地域への参加があまりできていません。

<p>方向性</p>	<p>○地域での交流活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の交流行事やイベントを支援し、活性化を図ります。 ・在宅で高齢者の介護をしている人や子育て中の親など、同じ悩みを抱える人同士が交流できる場を充実させます。 ・子ども同士の交流や文化活動を推進します。 <p>○健康・福祉イベントの開催の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康・福祉イベントを支援し、福祉関係団体と地域住民の交流を促進します。 <p>○互助・共助のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者の現状や課題を地域住民と共有し、福祉意識を高めます。 ・積極的なあいさつ運動や交流活動を通じて、住民同士のつながりを深め、自助・互助・共助の精神を醸成します。
<p>住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事や活動に参加し、あいさつや声かけなどで交流の場をつくり、住民同士のつながりを深めます。 ・誰もが参加しやすいように、行事や活動の工夫に取り組みます。 ・家庭で子どもに、高齢者や障がい者との交流や支援の大切さを教えます。 ・大人も子どももあいさつの習慣を身につけ、家庭でもその大切さを子どもに教えます。 ・ひとり暮らしの高齢者など要援護者に日頃から声をかけ、広報紙配布の際にも進んで声をかけます。☆ ・高齢者が対応しにくい地域活動(ごみステーションの当番や管理など)は、若い世代が協力して支えます。☆

<p>地域の役割 (一緒に やりましょう)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭りや若者ミニデイサービスなど、子どもから高齢者まで参加できる場や行事を企画し、お互いに支え合う基盤をつくりまします。☆ ・コミュニケーションの苦手な保護者のため、親子で地域行事に参加して顔合わせをする場をつくり、地域とのつながりづくりに努めます。 ・福祉関係団体の交流会に参加し、情報交換と理解を深めます。 ・高齢者や障がい者の介護、子育てなど、同じ悩みを持つ人同士が交流できる場を充実させ、交流行事への参加を呼びかけます。 ・小地域ケア会議や支え合いマップづくりに取り組むとともに、積極的にサロン、ミニデイサービス、老人クラブに参加します。☆
-----------------------------------	---

<p>行政の役割 (行政が手助けすること)</p>	<p>担当課</p>	<p>前回計画からの 方向性</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ団体、地域に根ざした団体の交流や学習の場の確保に努め、時代に即応した活動や地域課題に取り組む活動を支援します。 	<p>教育課</p>	<p>現状維持</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の実施する地域の交流行事を支援します。 	<p>教育課</p>	<p>現状維持</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会活動を支援します。 	<p>福祉介護課</p>	<p>拡大</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会を通じて障がい者自らが地域と交流する機会を増やします。 	<p>福祉介護課</p>	<p>現状維持</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画を通して、地域のつながりの大切さ（互助・共助）について、啓発します。 	<p>福祉介護課</p>	<p>現状維持</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会への加入のメリットを十分説明し、町内会への加入促進に継続して取り組みます。 	<p>町民課</p>	<p>現状維持</p>

注：☆は、各地区における地域座談会や小地域ケア会議における住民の皆さんのご意見です。

第2章 支え合いの仕組みづくり

(1) 相談支援につながる地域ネットワークと団体連携

現状・課題

- ・地域における課題に対応するためには、地域住民、関係団体、行政のネットワークを今後もさらに強化する必要があります。
- ・高齢者や障がいのある人などのニーズの変化に応じたサービスを提供するため、関係機関との連携を図る必要があります。
- ・地域にある各機関の情報共有が十分ではありません。
- ・個人情報を適切に取り扱いつつ、転入者・転出者の情報を共有する必要があります。☆
- ・地域福祉の推進には地域の理解が不可欠であり、民生委員・児童委員との情報交換を中心とした地域との連携をさらに充実する必要があります。
- ・民生委員の役割や活動内容について、町民には未だ十分に理解されていないため、今後も啓発活動を行う必要があります。
- ・日用品や食料の買い物が困難で、生活に不便を感じる高齢者がいます。☆
- ・避難行動要支援者の個別支援計画の策定のため、各地域における支援者を見つける必要があります。

方向性	<p>○地域の団体や機関、事業者との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における課題に対応するため、各団体・機関・事業所と連携・協力し、地域福祉ネットワークの整備を進めます。 ・重層的支援体制整備事業に基づき、地域包括支援センターが中心となって推進します。 <p>○情報提供と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体に制度や活動の情報を提供するとともに、地域課題を共有し、地域に密着した支援につなげます。 ・民生委員・児童委員との情報交換も継続して行い、重層的支援体制の実効性を高めます。 <p>○地域包括ケアシステムによるネットワーク整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・介護サービスを総合的に調整し、認知症高齢者の早期発見や日常的な見守りができる体制を整備します。 ・重層的支援体制の観点から、高齢者や障がいのある人への多面的な支援が連携して行えるよう取り組みます。 <p>○避難行動要支援者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者など支援を必要とする人の情報を把握し、災害時に備えた支援体制を構築します。 ・重層的支援体制に基づき、行政・地域・団体が連携して迅速な対応ができる体制づくりを進めます。
住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子どもの見守り活動に参加します。 ・隣近所と協力し、災害時を含めて支援を必要とする人の見守りネットワークに参加します。

<p>地域の役割 (一緒に やりましょう)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協を中心に、民生委員・児童委員、町内会、消防団、老人クラブなど各機関が連携し、地域課題や支援対象者の情報を共有します。 ・ 人口減少に伴い、町内会を超えた広域での支援体制も検討します。☆ ・ 高齢者や障がい者、一人暮らし高齢者、引きこもりなどの要支援者の見守りネットワークを整備し、避難行動要支援者への対応も行います。 ・ 町内会で定期的に支え合いの対象と役割を話し合い、支え合いマップを作成します。☆ ・ 「助け愛隊」など地域ボランティアの活動を継続し、生活支援（草取り、ゴミ出しなど）を行います。 ・ 地域全体で子どもを見守る環境を整え、登下校時の見守りや子ども見守り隊の活動を推進します。 ・ 地域行事や小地域ケア会議を通じ、防災体制や情報共有の強化を図ります。 ・ 災害時には自治会長が中心となり、地域で支え合いができる体制を整えます。 ・ 「健康やかげ21・食育推進計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「こども計画」など各種計画を推進します。
-----------------------------------	---

行政の役割 (行政が手助けすること)	担当課	前回計画からの方向性
・ 高齢者や障がい者の支援に対応するネットワークづくりを推進します。	福祉介護課	現状維持
・ 地域の子どもたちの安心・安全な成長を支援するネットワークづくりを推進します。	こども みらい課	現状維持
・ 地域での見守り活動を行うため、避難行動要支援者名簿の情報を適切に提供します。なお、個人情報の管理について、民生委員・児童委員などの研修や学習会のさらなる充実を図ります。	福祉介護課	現状維持
・ 地域の見守り体制について、各種地域福祉団体や民間業者との連携を図ります。	福祉介護課	現状維持
・ 民生委員・児童委員の役割や活動について広報などを通じ周知していきます。	福祉介護課	拡大
・ 行政関係施設における障がい者の優先調達を推進します。	福祉介護課	現状維持

注：☆は、各地区における地域座談会や小地域ケア会議における住民の皆さんのご意見です。

(2) 防災・防犯対策及び矢掛町再犯防止推進計画

現状・課題

- ・地域防災の取組は遅れており、防災についての意識啓発やPRが不足しています。☆
- ・地域のつながりが希薄になっている現状で、災害時などの緊急連絡体制や要支援者の支援が、より一層必要となっています。
- ・防災組織の維持ができない地区や防災組織の設立が困難な地区については、小地域ごとに要支援者と支援者を決めておく必要があります。また、町の支援が求められています。
- ・振り込め詐欺など犯罪は多様化しており、様々な防犯対策が求められています。
- ・犯罪者のなかで再犯者が占める割合は増加の一途であり、より安全・安心な社会にすることが求められています。

<p>方向性</p>	<p>○安全・安心な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者、子どもなどを災害や犯罪から守る、安全・安心な地域づくりを進めます。 <p>○防災体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関と地域住民が連携する自主防災組織を基盤に、総合的な防災体制を整備・充実させます。 ・災害時の避難場所を確保し、周知を徹底します。 ・避難行動要支援者名簿の整備を図ります。 <p>○防犯対策の推進（再犯防止推進計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年12月の再犯防止等の推進に関する法律の施行に伴い、本町でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。 ・刑務所出所者などに対し、必要に応じ、生活困窮者自立支援制度など福祉的な支援制度を活用しやすくなるよう保護観察所や保護司会などの更生保護関係団体との連携を強化します。 ・再犯を防止するために関係機関、団体などとの協議を進め、就労や住居の確保などの支援に取り組みます。 ・毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。 ・適正な保護司数を維持できるよう保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。 <p>※本項目を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、「矢掛町再犯防止推進計画」として位置づけます。</p>
<p>住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には「自分を守るのは自分自身」という意識を持ち、安全な場所への避難を優先します。☆ ・避難訓練に参加し、日頃から避難所や避難経路を確認します。 ・町が指定した避難所だけでなく、身近な親戚や知人宅も避難場所として決めておきます。☆ ・支援を必要とする人の見守りや声かけに努めます。 ・住民同士がお互いに気を付けて、困ったときは早めに相談を促します。

<p>地域の役割 (一緒に やりましょう)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公の避難所に加えて、安全な第2の避難所を町内会で決めます。☆ ・日頃から高齢者や障がい者、子育て世帯などへの見守りや声かけをします。 ・民生委員・児童委員、防災士などが中心となった自主防災組織を確立し、1町内会での自主防災組織活動が難しい場合は、2町内会で活動します。 ・自主防災組織を町内会単位ではなく独立した組織として立ち上げることを検討し、代表者育成の研修を防災士に依頼することも検討します。 ・土砂災害などが予想される場所について、民生委員・児童委員が高齢者宅などを訪問し、ハザードマップの見方を周知します。 ・安全な場所にある空き家を避難場所として活用できるように所有者に依頼することを検討します。☆ ・自主防災組織で避難訓練を実施し、災害発生時の初期対応、避難場所・避難経路の確認、要支援者への支援体制について話し合い、避難場所の開錠者を決めます。 ・町内会単位で災害時の連絡網や見守りマップ・支え合いマップを作成し、目配り・気配りネットワークを強化します。 ・町内会長と協力して高齢者や要支援者の避難支援体制を整備し、対象者にも周知します。☆ ・地域全体で犯罪や非行防止、立ち直り支援への意識を高め、関係団体と連携します。
-----------------------------------	--

行政の役割 (行政が手助けすること)	担当課	前回計画からの方向性
・矢掛町地域防災計画の周知を図るとともに、随時見直しを行います。	総務防災課	現状維持
・町民に対して自主防災組織の必要性を周知し、地域における自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。	総務防災課	現状維持
・避難行動要支援者台帳の定期的な更新を行い、個別避難計画の作成を行うとともに、消防団、町内会、自治会、自治協議会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、警察、消防署、矢掛病院など防災関係機関や福祉関係団体が情報を共有し、緊急時に備えた体制づくりを図ります。	総務防災課 福祉介護課	現状維持
・関係機関と連携して、段階的に福祉避難所などの施設の充実及び活用を図ります。	福祉介護課	現状維持
・青色防犯パトロール隊の育成支援を行います。	町民課	現状維持
・関係機関と連携するとともに、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。	町民課	現状維持

注：☆は、各地区における地域座談会や小地域ケア会議における住民の皆さんのご意見です。

(3) 健康づくりや介護予防の推進

現状・課題

- ・まちの健康リーダーを養成し、地域のサロン等へ派遣していますが、年間で100件程度の派遣回数となっており、リーダーの人数を増やす必要があります。
- ・平均寿命が伸びている中、生涯にわたり住民一人ひとりが、いきいきと趣味や地域活動に関わっていくためには、健康寿命を意識した取組が重要になります。
- ・自分一人だけでは継続しにくい健康づくりや介護予防の取組も、地域交流を通じて行うことで相乗効果が期待され、住民同士の支え合いにもつながることから、身近な地域で取り組むことのできる環境づくりや支援が求められています。
- ・身体的な健康ばかりでなく、心の健康も重要な課題であり、悩みを抱えた人などの自殺防止に向けた取組を進める必要があります。

<p>方向性</p>	<p>○地域における健康づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の予防や早期発見、重症化の予防のため、各種検診や歯科検診、健康相談など、医療関係機関との連携を強化します。 ・健康づくりを包括的に進めるため、医療・福祉に加え、教育や労働関係機関、企業、住民とも協働できる環境づくりを進めます。 ・住民が集まる場所や通いの場を活用し、主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう支援します。 <p>○介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での交流を促す通いの場の把握や創設を進め、住民が主体的に介護予防に取り組める環境を整えます。 ・フレイル（虚弱）対策などの介護予防を効果的に進めるため、専門職が関与する保健事業との一体的な取組を検討します。 ・民生委員児童委員や関係機関と連携し、人材確保に継続して取り組みます。 <p>○介護と医療との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時対応、看取りなど、在宅医療や在宅介護に関わる関係者の連携を推進する体制を整備します。 <p>○自殺防止に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉だけでなく、教育や労働、関連団体・企業・住民と協働し、「生きる」を支える取組を進めます。
<p>住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージごとの健康課題を理解します。 ・自分の健康に関心を持ち、特定健診やがん検診を受けます。 ・幼少期から正しい生活習慣を身につけ、健康づくりに取り組みます。 ・地域で行われる健康づくり活動に積極的に参加します。
<p>地域の役割 (一緒にやりましょう)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体や地域団体は、地域の健康課題を共有し、住民の健康づくりへの意識を高めるとともに、自主的な健康づくりや介護予防活動、その担い手の育成を進めます。

行政の役割 (行政が手助けすること)	担当課	前回計画からの方向性
・住民が各ライフステージにおける健康に関する課題について理解し、自分自身に合った健康づくりへの主体的な取組が行えるよう、適切かつ的確な情報の提供を図ります。	健康推進課	現状維持
・各地域の実情に合わせて、健康教室・健康相談などの取組の充実を図るなど地域住民の健康づくり活動を推進し、「みんなの健康をみんなで守る」地域社会にむけて取り組みます。	健康推進課	現状維持
・学校をはじめ、家庭や地域との連携を図り、子どもが心と体の健康についての正しい知識と習慣を身につけることができるよう、環境整備を進めます。	健康推進課 教育課	現状維持
・地域団体による健康づくりや介護予防などを促進します。	健康推進課 福祉介護課	【健康推進課】 現状維持 【福祉介護課】 拡大
・地域ぐるみの健康づくり活動を進めるため、地域の健康づくりリーダーの育成とともに、自主グループづくりを進めます。	福祉介護課	改善
・特定健診、がん検診を推進します。	健康推進課	現状維持
・健康増進を目的に健康教室を行います。	健康推進課	現状維持
・食育推進を図ります。	健康推進課	現状維持
・在宅医療・介護連携を図る地域包括ケアシステム支援会議、医療介護連携フォーラム、地域包括ケアシステム懇話会・連絡会を開催します。	福祉介護課	現状維持
・介護予防、重度化防止に関する普及啓発、フレイル（虚弱）対策を視野に入れた保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進します。	福祉介護課 健康推進課	現状維持

(4) 包括的かつ断らない相談支援体制及び自立支援の充実

現状・課題

- ・ 民生委員・児童委員協議会と連携し、住民からの相談に対応しています。
- ・ 障がい者や高齢者などを取り巻く相談・苦情については関係機関と連携し、的確な対応に努めています。
- ・ 生活困窮や生活保護の相談には適切な対応に努めています。
- ・ 8050問題やダブルケアなど、住民のニーズ（課題）が複雑化・複合化しており、一つの分野の窓口や既存の枠組みでは対応しきれないケースが増えています。

方向性	<p>○包括的に受け止める相談体制とチーム支援する体制の整備 (重層的支援体制整備事業実施計画)</p> <p>複雑化・複合化している課題を抱える世帯や制度の狭間のニーズに対しては、まずは既存の相談窓口や既存の枠組みでの対応を行います。対応が停滞したり対応困難となったケースについては重層的支援体制整備事業を活用することで、多機関協働でチーム支援したり、継続的に関わり支援のモニタリングを行います。</p> <p><u>1. 事業全体の実施目的や共通する基本方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、町全体で全町民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を展開します。 <p><u>2. 提供体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町における体制については、IV資料（1）重層的支援体制整備事業一覧（p.84）及び（2）重層的支援体制整備事業の全体図（p.85）のとおりです。 <p><u>3. 事業目標・評価指数</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰も取りこぼさないよう、様々な課題を抱える人を包括的に受け止めます。そのため関係分野の職員が重層的な課題を抱える世帯に対して適切に相談対応や課題のアセスメントができるよう職員の資質向上に努めます。 ・ 重層的支援体制整備事業で受け止めたケースについては、適切に支援機関や福祉サービス、地域資源へとつなぎます。 ・ 重層的支援体制整備事業でのケース対応を重ねることで、関係課や関係機関等の連携を強化し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の整備を目指します。 <p><u>4. 関係機関間の一体的な連携に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的支援体制整備事業を活用しての関係機関間の連携、重層的支援会議の実施までの流れや実施方法、実施内容等については、IV資料（2）重層的支援体制整備事業の全体図（p.85）、（3）重層的支援体制整備事業の業務フロー（p.86）のとおりです。 <p>※本項目を社会福祉法第106条の5に基づく「矢掛町重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。</p> <p>○地域包括支援センターにおける総合相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の様々な相談に対し、継続的かつ専門的な支援を行います。サービス情報の提供や実態把握を行うとともに、関係機関と連携して、必要な高齢者に対して適切な支援を提供します。
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業とも連携し、相談から支援まで途切れのない体制づくりを推進します。 <p>○相談体制及び支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人などに対し、丁寧なニーズ把握を行い、必要としている資源へとつなぎます。 ・生活困窮者に対し相談対応を行い、様々な制度の利用によって自立が可能であれば自立を促し、必要な支援へとつなぎます。 ・備中県民局や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を強化し、気軽に相談できる体制を整備する等、総合的な援護の推進を図ります。 <p>○生活困窮者への自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27（2015）年度から施行となった「生活困窮者自立支援法」に基づき、備中県民局との連携のもと、担当課内に相談窓口を設け、生活保護に至る前の生活困窮者の就労、自立に向けた取組を支援します。
住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度について知りたい」「新しい福祉の課題や解決策を相談したい」など、困ったことや情報が必要なときは悩まず、地域の相談窓口を活用します。 ・家族や友人、地域の人など、身近に相談できる人をつくり、日頃から支え合う関係を築きます。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のことで相談したいが、どこに相談すればよいかわからない人に対し、地域の相談窓口や支援の仕組みを教え合います。 ・困っている人を地域で支え合ったり、必要に応じて困っている人の情報を速やかに行政や社協の窓口へ届けます。

行政の役割 (行政が手助けすること)	担当課	前回計画からの方向性
・誰も取りこぼさないよう、様々な課題を抱える人を包括的に受け止めます。そのため関係分野の職員が重層的な課題を抱える世帯に対して適切に相談対応や課題のアセスメントができるよう職員の資質向上に努めます	福祉介護課	拡大
・重層的支援体制整備事業で受け止めたケースについては、適切に支援機関や福祉サービス、地域資源へとつなぎます。	福祉介護課	新規
・重層的支援体制整備事業でのケース対応を重ねることで、関係課や関係機関等の連携を強化し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の整備を目指します。	福祉介護課	新規
・行政相談員、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員の資質の向上を図るため、関係機関で研修を実施します。	町民課 福祉介護課	現状維持
・社会的弱者に対し、福祉介護課の専門職が対応を行うとともに、各機関との連携を深め、相談体制の充実を図ります。	福祉介護課	拡大
・倉敷障がい者就業・生活支援センター、障害者相談支援センターと連携し、障がいのある人などの就労支援を行います。	福祉介護課	現状維持
・備中県民局と連携して、福祉介護課内に生活困窮者の相談窓口を置き、就労・自立に向けた支援を行います。	福祉介護課	現状維持
・生活保護に至る前の生活困窮者を対象とした相談窓口の充実を図ります。	福祉介護課	現状維持
・備中県民局と連携して、福祉介護課内に生活困窮者の相談窓口を置き、就労・自立に向けた支援を行います。	福祉介護課	現状維持

(5) 権利擁護と成年後見制度の推進

現状・課題

- ・令和5年4月より、矢掛町社会福祉協議会に中核機関を委託（設置）し、権利擁護に関する相談・支援体制を整備しました。
- ・高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や、認知症や身寄りのない高齢者が増加してきており、成年後見制度のニーズが高まることが予想されます。権利擁護支援を必要とする人が地域で安心して尊厳のある本人らしい生活が継続できるよう体制整備が必要です。
- ・障がい者や高齢者等虐待の早期発見、防止体制の強化が必要です。そうした権利侵害からの回復支援にも取り組みます。
- ・高齢者や障がい者などの権利を守り、不利益を被らないようにするため、成年後見制度の周知や利用を促進する取組を進める必要があります。
- ・成年後見制度の重要な担い手である町民後見人の養成・育成が必要です。

方向性	<p>○成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）</p> <p>成年後見制度を必要とする住民に対し、本人の意思を尊重し、本人の意思形成および意思決定の過程を適切に支援しつつ、制度の適切かつ円滑な利用を促進するため、中核機関と行政が協働・連携して以下の支援に取り組みます。</p> <p><u>1. 成年後見制度の周知・普及啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none">・権利擁護に関する相談窓口の周知、知識や理解の普及啓発に取り組みます。 <p><u>2. 利用支援体制の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の適切な利用を促進するため相談・申立支援を行います。また、身寄りのない方や虐待を受けている方など申立てをすることが困難なケースについては町長申立を適切に実施します。・成年後見制度利用支援事業（申立費用助成、後見人報酬助成）を継続的に実施し、制度を利用しやすい環境を整備します。 <p><u>3. 地域連携ネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用を促進するため、「中核機関」「協議会」「チーム」を構成要素とする地域連携ネットワークを構築します。・弁護士、精神保健福祉士、社会福祉協議会、行政などが参加し協議する高齢者等権利擁護アドバイザー定例会議を地域連携ネットワークにおける専門的な検討の場として位置づけ、虐待等困難ケースの検討や地域課題の把握、共有を行います。必要に応じ、地域関係者や福祉、医療、専門職関係団体と繋がり、協議会機能を強化していきます。 <p><u>4. 担い手の養成・育成</u></p> <ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の担い手を地域で確保・育成するため、町民後見人の養成講座を計画的に開催し、新たな担い手確保に取り組みます。・活動中の町民後見人に対して、フォローアップ研修や相談できる体制を整え、安心して活動できる環境を構築します。 <p>※本項目を成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、「矢掛町成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。</p>
-----	---

	<p>○権利擁護についての住民への周知と理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の周知方法や制度理解を深める方策を検討します。 <p>○虐待や権利侵害に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが尊厳をもって生活を選択できるよう、本人の思いや意思を大切にし、その判断や選択を支える視点を踏まえつつ、虐待防止、成年後見制度の活用、困難事例への支援、消費者被害防止などに取り組みます。 ・虐待被害者や養護者への相談対応・情報提供などの援助に継続して取り組みます。
住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する問題を正しく理解し、行動できるよう努めます。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における人権に関する学習の場を充実します。 ・地域で高齢者や障がい者（児）を温かく見守り、異変に気づいたら行政などに相談します。 ・日常生活自立支援事業、成年後見制度について理解を深めるとともに、利用を促進します。

行政の役割 (行政が手助けすること)	担当課	前回計画からの方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業、成年後見制度及びそれらの相談窓口について周知を図り、利用を促進します。 	福祉介護課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する相談支援から制度利用まで切れ目のない権利擁護支援体制を整えます。また、町長申立の実施や成年後見制度利用支援事業の適切な実施に取組みます。 	福祉介護課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等権利擁護アドバイザー定例会議を行い、弁護士や精神保健福祉士から専門的助言を得ながら権利擁護に関する個別相談や課題解決に取組みます。また、個別の支援から見えてきた地域課題については、適切に情報共有を行い、施策への反映を図ります。 	福祉介護課	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における成年後見制度の新たな担い手を確保するため、町民後見人養成講座の実施、養成後の安定的活動・資質向上を目的とした研修や相談体制を整え活動を支援します。 	福祉介護課	拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・児童や障がい者、高齢者などに対する虐待や配偶者暴力に対し、早期発見と防止体制の強化に取り組むとともに権利侵害からの回復支援に取り組みます。 	福祉介護課 こどもみらい課	拡大

(6) 福祉サービスの質の確保

現状・課題

- ・福祉サービスを初めて利用される方には、関連するサービスをまとめたチラシなどを配布し、適切な利用支援につながるよう説明を行ってきました。また、地区社協などを中心に福祉サービスの出前講座にも出かけています。
- ・福祉バスや定額タクシーの利便性を向上させる必要があります。☆
- ・様々な媒体を使って情報提供に努めていますが、さらに充実を図る必要があります。
- ・福祉サービスの苦情解決と福祉サービスが多くの人に行きわたるためには関係機関との連携が不可欠であり、その都度必要なときに必要な機関と連携をとっています。
- ・「地域包括ケアシステム」の推進に向けた検討が必要です。

<p>方向性</p>	<p>○サービス内容の周知徹底とわかりやすい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供する情報を整理し、サービス内容の周知とわかりやすい情報提供に継続して取り組みます。 ・介護・福祉関連団体への有効な情報提供のルールづくりを検討します。 ・生活に困っていて自ら相談できない人に対する発見・対応の方法や体制づくりを検討します。 <p>○サービスの量の確保、質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員などと連携し、サービスの量の確保と質の向上を図ります。 <p>○障がい者の生活・活動・自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や事業所と協力し、見守りや相談体制の充実に加え、就労などの自立支援を進めます。 <p>○子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談や一時預かり等の支援を充実させ、緊急時の対応体制も整えます。 <p>○移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある人など、交通手段に制約がある方々の移動手段を確保し、日常生活や社会参加の利便性を高めます。 <p>○在宅福祉サービスの充実と地域包括ケアシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスや制度の周知を図ります。 ・地域包括ケアシステムの推進により、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される環境を整えます。
<p>住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度やサービスについて関心を持ち、制度への正しい理解を深めます。 ・町の広報紙を熟読します。 ・知りたいことや必要なことは何でも聞くようにします。
<p>地域の役割 (一緒にやりましょう)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの制度や情報を地域で理解・共有できるように、出前講座などを活用し、行政に働きかけます。 ・社会福祉法人や民間事業者として、住民のニーズに的確に応えられるよう、質の高いサービスの提供に取り組みます。 ・高齢者が地域の子どもからスマートフォンの使い方を学び、別居の家族と安否確認できる体制を整えます。その際、スマートフォンや通信費の補助を町に働きかけ、スマートタウン化を目指します。

	・ 少子高齢化に伴いコミュニティ維持が困難になる可能性があるため、地域福祉バスや定額タクシーの運行見直しを町に要望します。☆
--	--

行政の役割 (行政が手助けすること)	担当課	前回計画からの方向性
・ 福祉制度や必要とされる情報について、ホームページや広報を活用してわかりやすい発信を継続して取り組みます。	福祉介護課	現状維持
・ 障がい者や家族にわかりやすく公的支援を伝えるための工夫をしていきます。	福祉介護課	現状維持
・ 利用者が、質の高いサービスを利用できるよう、社会福祉法人、民間事業者などへの情報提供の充実を図ります。	福祉介護課	現状維持
・ 地域の団体同士が情報交換する場の確保を支援します。	福祉介護課	現状維持
・ 各種在宅福祉サービスの推進に継続して取り組みます。	福祉介護課	現状維持
・ “地域福祉” は、福祉に留まらず、教育、都市計画、労働、保健、医療など多岐にわたるため、関係各課との連携を図ります。	福祉介護課	現状維持
・ 子どもの育ちや療育の必要な家庭からの相談対応及び専門機関との連携を図ります。	こどもみらい課	現状維持
・ 移動手段を持たない方の有効な移動手段については、町の「地域公共交通会議」にて検討します。	福祉介護課	現状維持

注：☆は、各地区における地域座談会や小地域ケア会議における住民の皆さんのご意見です。

第3章 地域福祉活動の拠点づくり

(1) 地域福祉活動の場づくりと資源の活用

現状・課題

- ・老人福祉センターや地域の公民館などを活動拠点として、住民主体でいきいきサロンやボランティア活動が行われていますが、子育てに悩む母親が家に閉じこもってしまうことへの対策などのため、集まれる機会や場所がさらに必要となっています。
- ・介護をしている家族同士が交流できる場所や障がい者と地域の方が交流できる機会や場所が必要となっています。
- ・公民館は地域住民が気軽に集える場所として重要な役割を果たしており、公民館などを活用した地域づくりや地域福祉活動への支援に継続して努める必要があります。

方向性	<p>○交流の場の確保と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域行事や祭りなど、住民が気軽に参加できる地域活動やボランティア活動の場を支援します。 ・福祉関係者が定期的に集まる情報交換や話し合いの場づくりを支援します。 <p>○施設の活用と住民主体の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館などの地域施設を活用し、住民主体で運営する拠点づくりを支援します。 <p>○ソフト面の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物などのハード面は整備されているため、今後は運営や活動内容などソフト面の充実に努めます。 ・公民館で実施されるいきいきサロンなどを介護予防の拠点として活用し、普及啓発や人材育成を支援します。
住民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動やボランティア活動、公民館活動やいきいきサロンなど、地域福祉に関わる活動に積極的に参加します。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりやボランティア活動の場を提供します。 ・公会堂を開放し、住民がいつでも利用できる環境を整えることを検討します。☆ ・いきいきサロンなどの地域活動を通じて、地域福祉の向上を図ります。 ・障がいのある人も含め、住民全員が公民館活動に参加できる機会をつくりま

行政の役割 (行政が手助けすること)	担当課	前回計画からの方向性
・老人福祉センターなどの管理運営や公民館活動の支援に継続して取り組みます。	福祉介護課	現状維持
・地域における活動拠点の確保・充実のため、公共施設のバリアフリー化とともに、施設の有効活用を支援します。	福祉介護課	現状維持

注：☆は、各地区における地域座談会や小地域ケア会議における住民の皆さんのご意見です。

第4章 計画の推進

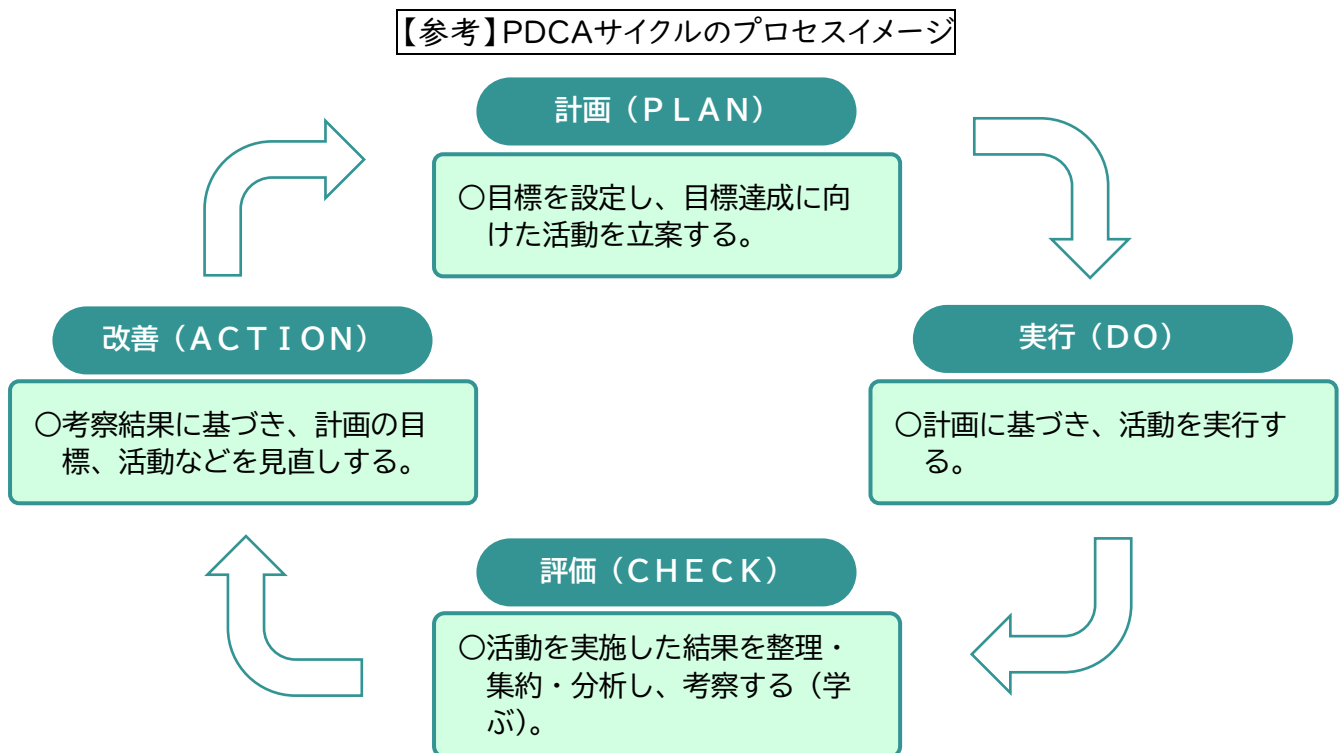
(1) 計画の周知と進行管理

①計画の周知

本計画について、町広報紙、パンフレット、ホームページなどの各種媒体を利用して広報するとともに、地域の住民組織や関係団体などへ周知を図っていきます。

②進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、庁内関係課にて、定期的に事業の評価・見直しを行い、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。



(2) 行政・社協・団体の連携による包括的支援の推進

社会福祉協議会の事業所運営とサービス提供体制の向上のため、行政と社会福祉協議会の連携強化を図るとともに、地域活動やボランティア活動に関する情報収集・提供に努めます。また、ボランティア同士や団体間の交流、連携が充実するよう働きかけます。

V 地域福祉活動計画

第1章 地域福祉の人材と意識づくり

(1) 地域で活動するリーダーやボランティアを増やし、支援につなげる

現状・課題

- ・福祉委員、福祉協力委員の研修会や勉強会を実施しています。
- ・若い人が参加できる会議やイベントがない状況です。
- ・ボランティア団体構成員の高齢化により、団体の維持・継続が難しくなっていますが、原因として地域へのPR不足、団体での人材の育成不足、新しい人の受け入れ体制不足などが挙げられます。
- ・ボランティア情報を「福祉の町やかげ」で発信していますが、ボランティアをしたい人への情報提供が十分ではないことが課題となっています。
- ・子どものころからのボランティア意識を高める取組が十分ではないことが課題となっています。
- ・地域のボランティア育成や福祉団体の活性化が必要となっています。
- ・地域住民の福祉活動に対する意識の向上に努める必要があります。

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○課題を地域住民同士で解決するための話し合いの促進 ○地域福祉リーダーの育成 ○ボランティア意識の向上 ○ボランティアの掘り起こしと活動の強化 ○ボランティアへの支援 	
地域住民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員（自治協議会長、自治会長、民生委員・児童委員、老人クラブ、公民館長、地域ボランティアなど）及び福祉協力委員（町内会長など）を対象に、学習会や研修会に積極的に参加し、地域福祉リーダーの育成を進めます。 ・地区社協会長が主となり、地域福祉の課題を住民同士で話し合い、解決できる小地域ケア会議等の場を作ります。 ・若い世代が地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりを進めます。 ・福祉委員及び福祉協力委員同士のネットワークを強化し、地域福祉のつながりを強めます。 	
社会福祉協議会が取り組むこと	・ボランティア意識を高める講座やイベントなどを開催します。	現状維持
	・中高生を対象とした夏のボランティア体験事業、一般、小中高生を対象とした赤い羽根共同募金街頭募金活動を継続して行います。	現状維持
	・地区社協会長会議において、岡山県社協が計画する研修会の情報を随時お知らせします。	現状維持
	・ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動情報の収集、PR、ボランティアの養成を行います。	現状維持
	・ボランティア団体の活性化を図るため、活動助成を継続します。	現状維持

(2) 福祉を知り、支え合いの意識を高める

現状・課題

- ・ホームページやイベント、「福祉の町やかげ」を通じて情報発信、啓発活動に努めています。
- ・町や関係団体との会議、地域の座談会、いきいきサロン活動及び民生委員・児童委員定例会などを通じて情報交換、啓発活動に努めていますが、社協の事業や取組について、さらに情報提供・啓発を充実する必要があります。
- ・7月～8月の夏休みの期間を利用して、中学生、高校生が町内の福祉施設や事業所などで夏のボランティア体験活動を行っています。
- ・町教育委員会、行政及び各種団体などと共同し、福祉教育を推進しています。
- ・学校からの依頼により、福祉体験の出前講座を行っており、福祉教育の時間を取り入れる小学校が増加しています。
- ・小学校・中学校の子どもたちと高齢者・障がい者との交流を促進する必要があります。

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の推進 ○福祉学習会の開催と充実 ○障がい者と住民との協力体制づくりの支援 	
地域住民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で福祉活動に関する講座や研修会を企画し、福祉教育を進めます。 ・小中高校生と地域住民で福祉について考える機会を作ります。 ・車いす体験などの福祉出前講座や障がい者の講話などを地域の福祉教育に取り入れます。 ・障がいのある人となない人との交流の場づくりに努めます。 	
社会福祉協議会が取り組むこと	・ホームページは、多くの方が誰でも気軽にみられるように工夫し、タイムリーな情報発信に継続して取り組みます。	現状維持
	・町民に分かりやすい広報紙「福祉の町やかげ」づくりを目指します。	現状維持
	・いきいきサロンを訪問し、社協の取組みや地域福祉の情報を伝えます。	現状維持
	・地域住民参加の会合やイベント開催時に、地域福祉の話題や取組が浸透するよう働きかけます。	現状維持

(3) 地域の交流の場を広げ、互いに助け合う関係を育む

現状・課題

- ・町内7地区を単位として、福祉委員や福祉協力委員の役割、暮らしの困りごとやその解決策について意見を出し合う「小地域ケア会議」を開催しており、今後も小地域ケア会議への参加率を高め、情報を共有する必要があります。
- ・地区社協で目配り気配りネットワーク活動やほっとボトル設置の促進を行っています。
- ・地域によっては、いきいきサロンがない所があり、高齢化により会員数が減少し、新たな会員の確保や世話人の交代が難しいことが課題となっています。
- ・要支援者の支援体制を充実する必要があります。
- ・地域福祉の課題や方策について、話し合いの場を設け、情報共有する必要があります。
- ・行政・社協と地域をつなぐためのコミュニティソーシャルワーカーの設置が必要です。
- ・地域のつながりが年々希薄になっています。☆
- ・若い人が行事へ参加する頻度が少なくなっています。☆
- ・自治会や町内会を構成する住民の意識が低下しています。☆

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきサロンの充実 ○地域住民の意見による企画の実施 ○小地域福祉活動の体制づくり 	
地域住民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンやこども食堂に参加し、交流を深めます。 ・若い人から高齢者までの意見を取り入れた事業を企画し、ふれあいを大事にします。 ・「見つける」「つなげる」「見守る」を基本に、一人ひとりが福祉の視点を持ちます。 「見つける」…心配な人に気づく。 「つなげる」…気づいたら、町役場や社協に相談する。 「見守る」…できる範囲で見守る。 ・ほっとボトルの設置を進めます。 ・草刈りなどの作業時にイベント等を実施し、交流を図ります。☆ ・若い人の集まる会を開いて、意向等を話し合います。☆ ・集会所を活用し、コミュニケーションづくりについて考える場を設けます。☆ ・一人暮らしの方に、配りものや町内会等の用事がある時に声をかけ、顔を見て様子を見守ります。☆ 	
社会福祉協議会が取り組むこと	・地区社協活動への助成に加え、別途充実事業の取組みに応じた助成をします。	現状維持
	・いきいきサロン活動への助成を継続します。	現状維持
	・シルバー人材センターの充実を図ります。	現状維持

注：☆は、各地区における地域座談会や小地域ケア会議における住民の皆さんのご意見です。

第2章 支え合いの仕組みづくり

(1) 住民と福祉関係者が互いに協力し、困っている人が支援につながる仕組みをつくる

現状・課題

- ・全地域で目配り気配り活動を行っており、令和2年2月には矢掛町社会福祉法人等連絡会（さくら福祉ネット 宿場町やかげ）を立ち上げ、こども見守り活動や環境整備活動を行っています。
- ・社会福祉協議会は、地域福祉を実践している地区社協をはじめ関係団体の活動の活性化を図るため、日本赤十字社会費、社協会費及び共同募金等の財源を活用して、金銭的助成をしています。
- ・地区社協の活動については、地域によって差があり、お互いの情報交換を促進し、活動の強化に努める必要があります。
- ・シルバー人材センターの会員数が不足しているため、今後も各種の広報媒体により会員の確保に向けた広報を行う必要があります。
- ・地区社協への助成は、定額と実績額の合計額によっているため不公平感があり、社協会費や共同募金額の実績に応じた助成が必要です。
- ・社会福祉士は町から1名派遣されていますが、社協の正職専門員がいません。
- ・一人暮らしの高齢者で、日常の買い物が困難となっている人がいます。☆

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉活動や公民館活動の連携 ○福祉関係者との連携 ○福祉活動団体の充実と活性化 ○地域住民同士のふれあいや協力体制づくり 	
地域住民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動と公民館活動を連携し、福祉学習や地域交流事業に取り組みます。 ・介護予防・健康づくり・障がい児（者）福祉・子育て福祉などの関係者と、相談できる関係を作ります。 ・シルバー人材センター会員の確保のため、住民の皆さんは積極的に会員登録をし、シルバー人材センターの存続を支えます。 ・見守りを要する高齢者や障がい者に対しての見守り隊を作り、日常の情報や気づきの体制を強化します。☆ ・日常の買い物が困難な人には、その家族等で買い届けたり、移動販売を利用するよう呼びかけます。☆ 	
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進に寄与できるよう、社会福祉法人等連絡会と連携し、こども見守りや家庭環境整備などの公益的な活動に取り組みます。 	現状維持
	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員協議会との連携を図ります。 	現状維持

注：☆は、各地区における地域座談会や小地域ケア会議における住民の皆さんのご意見です。

(2) 防災・防犯と安心して暮らすための支援を進める

現状・課題

- ・災害時の地域の連携体制づくりや体制整備（マニュアルの整備など）を進める必要があります。
- ・助けが必要な人が、避難所にたどり着くまでの道や手段を、地図で見てすぐわかるようにする工夫が必要です。
- ・災害時における災害ボランティアセンター設置運営訓練を継続実施しています。
- ・個人情報保護にとられすぎて、要支援者の見守りに一歩が踏み出せない状況があります。
- ・高齢者の独居世帯及び夫婦のみ世帯は把握できていますが、障がいのある人の把握は十分ではありません。
- ・災害に対して不安を感じていますが、対処方法がわからない人がいます。☆

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンター設置運営訓練の継続実施 ○要支援者への対応 ○緊急時の子育て支援 ○生活の自立支援 ○地域における子どもの安全確保の活動 ○個人情報の正しい取扱い方法の周知 	
地域住民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における情報共有などを適切に進めるため、個人情報保護法に関する研修を受講し、正しい理解を広めます。 ・いきいきサロンで火を使わない食事を体験する等、災害に対するの関心を持ちます。☆ 	
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に備え、災害ボランティアセンター設置運営訓練を継続実施します。 	現状維持
	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合いマップ作りを支援します。 	新規
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等連絡会で実施しているこども見守り活動を継続実施します。 	新規

注：☆は、各地区における地域座談会や小地域ケア会議における住民の皆さんのご意見です。

(3) 健康で自立した生活を続けられる取組を進める

現状・課題

- ・住民一人ひとりが、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことは、福祉のまちづくりの大きな目標です。
- ・多くの住民は自身や家族の健康についての不安や悩みを抱えており、住民が自主的に健康づくりに取り組める環境が必要です。

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の支援 ○健康福祉イベントの開催支援 ○交流の場の開催支援 ○いきいきサロンの開催 	
地域住民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン活動などを通じて、健康づくり・介護予防に取り組めます。 ・こども食堂など異世代間交流や活動の場を作ります。 	
社会福祉協議会が取り組むこと	・ボランティアセンター登録団体が協働してイベントを開催します。	現状維持
	・地域の資源の発掘、異世代交流活動の場づくりについて、地域の団体と協議の場を持ちます。	新規
	・地区社協充実事業を実施する地区社協に対して助成します。	新規

(4) 福祉の情報を伝え、相談できる体制を整える

現状・課題

- ・住民の日常生活上の悩みごとや困りごとの相談窓口として、心配ごと相談を実施しています。
- ・社協の窓口では、成年後見制度、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業の相談を受けています。

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の対応力向上 ○福祉活動団体の相談や情報交換の場の設定 ○障がいのある人の就労支援ネットワークの活用 	
地域住民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方から困りごとの相談を受けたら、社協につながります。 ・目配り・気配り活動を福祉委員と福祉協力委員が協力して取り組みます。 	
社会福祉協議会が取り組むこと	・日常的な相談体制の充実を図ります。	現状維持
	・相談窓口の対応力向上（迅速、丁寧、的確）を図ります。	現状維持
	・いきいきサロンを訪問して、参加者とお話ししながら相談を受けたり、情報を交換したりする場を、これからも続けていきます。	現状維持
	・障がいのある人の就労支援については、やかげ地域生活支援センターなどにつながります。	現状維持

(5) 権利擁護制度の周知を進める

現状・課題

- ・日常生活自立支援事業を実施しています。
- ・権利擁護センターを令和2年4月に立ち上げました。
- ・法人後見事業を令和2年10月から実施しています。
- ・成年後見制度に対応する職員の資質向上を図っています。
- ・認知症の方の増加に伴い、今後、利用者が増加することが予測されます。
- ・自己決定よりも、家族や成年後見人が優先して支援内容を決定する傾向があります。

方向性	○日常生活自立支援事業と成年後見制度の周知と推進	
地域住民が 取り組むこと	・権利擁護が必要な人の情報を社協や地域包括支援センターにつなぎます。	
社会福祉協議会が 取り組むこと	・日常生活自立支援事業の周知に努めます。	現状維持
	・権利擁護に関する制度の周知に努めます。	現状維持
	・成年後見制度の相談対応を充実します。	現状維持
	・利用者の判断能力を考慮したうえで、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を推進します。	現状維持
	・本人・親族申し立ての支援を行います。	現状維持
	・法人後見事業を推進します。	現状維持
	・成年後見人の意思や状況を継続的に把握し、本人の意思を尊重した対応を行います。	現状維持

(6) 福祉サービスの質を高める

現状・課題

- ・年4回発行する「福祉の町やかげ」のわかりやすい紙面づくりに心がけており、公民館やコンビニ、道の駅へ設置しています。
- ・やかげ朗読ボランティアによる「福祉の町やかげ」の音訳CDの貸し出しを行っています。
- ・福祉サービスの情報をいきいきサロン訪問時に説明していますが、住民に伝わっていないため、周知方法を工夫する必要があります。
- ・必要な方に、原則3か月無料で車いすを貸し出しています。
- ・多様なサービスに対し、利用者に合ったサービスを提供できるよう、サービスの資質向上を図ることが必要になっています。
- ・75歳以上の一人暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者のみの世帯で希望する方に、年3回お弁当をお届けしています。
- ・「困ったときにはお互い様」をモットーに、平日に常時フードバンクを開設しています。
- ・一人親家庭、一人暮らし学生及び困窮世帯等にフードパントリーとして、食品等の詰め合わせを届けています。
- ・救急車が必要となる緊急時に備えて、設置を希望する住民に、緊急連絡先等を記入し冷蔵庫で保管しておくほっとボトルを配布しています。
- ・一時的に生活資金にお困りの人へ、生活福祉資金を貸し付けています。
- ・自宅で生活している要介護4又は5の住民税非課税の人を対象に、おしめ等利用券を支給しています。

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○「福祉の町やかげ」の充実 ○出前講座などによる情報の提供 ○サービス内容の周知徹底とわかりやすい情報提供 ○障がいのある人への理解を広げるための情報提供 ○役立つ情報の提供とサービスの質の向上 	
地域住民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉制度やサービスに関する情報を支援が必要な人へ紹介します。 	
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい広報紙づくりに努めます。 	現状維持
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動を推進するうえで、役に立つ情報を迅速に伝えることに継続して取り組みます。 	現状維持

第3章 地域福祉活動の拠点づくり

(1) 公民館などを活用し、地域の福祉活動の場をつくる

現状・課題

- ・各地区に公民館や公会堂などが整備され、地域ごとにコミュニティ活動が行われています。
- ・各地区の公民館を活用して、地域ミニデイサービスを実施しています。
- ・年齢を問わず、いつでも誰でも使いやすい公民館づくりを進める必要があります。

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が主体となって課題を解決する場づくり ○交流の場や機会の確保と充実 ○町内全域でのいきいきサロンの設置 ○公民館を活用した住民の地域福祉活動への参加促進 	
地域住民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行う行事や祭りなどの交流の場や機会を確保し、充実させます。 ・公民館を活用して、地域住民による「人、もの、こと」の掘り起こし、地域福祉活動への参加を促進し、住民主体の地域福祉活動の活性化を図ります。 ・いきいきサロンへの参加を呼びかけます。 ・町内全域でのいきいきサロンの設置などの小地域福祉活動の実施を目指します。 	
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とともに福祉資源の掘り起こし、高齢者、障がい者、子どもの居場所づくりや異世代交流について協議する場に加わります。 	現状維持

第4章 計画の推進

(1) 信頼される社会福祉協議会をつくり、計画と包括的な支援体制を推進する

①信頼される社会福祉協議会づくり

町民や地域の福祉関係者（以下「地域住民など」という。）に信頼される社会福祉協議会を目指し、社会福祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、役職員全員の十分な認識と資質向上を図ります。

地域住民などに社会福祉協議会のことを周知するため、PRを行います。

福祉の専門職員の確保に努めるとともに、地区社協と協力して計画を推進します。

社協会員増員、共同募金運動への取組により、自主財源の確保に継続して取り組みます。

②計画の周知

地域福祉活動計画は、地域住民などと協力し、地域の福祉活動を計画的に推進するための地域住民などの活動・行動計画として、地域福祉計画と一体的に策定しました。

地域住民などに社会福祉協議会の事業をもっと知っていただけるよう、地域福祉活動計画の周知に努めます。

③連携体制の強化

地域福祉活動計画を基に、社会福祉協議会と関係団体や地域が連携して、地域福祉の向上を目指します。

VI 資料

(1) 重層的支援体制整備事業一覧

事業区分	矢掛町での業務（実施体制）		所管課	
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター業務 （福祉介護課へ設置）	直営	福祉介護課
	相談支援事業	障害者相談支援センターを町内1か所設置	委託	福祉介護課
	利用者支援事業	こども家庭センター （こどもみらい課へ設置）	直営	こどもみらい課
	福祉事務所未設置町村相談事業	生活困窮者等支援業務	直営	福祉介護課
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	・まちの健康リーダーの育成・派遣・活動支援業務 ・100歳体操に取り組む団体への支援	直営	福祉介護課
	生活支援体制整備事業	福祉介護課へ第1層の生活支援コーディネーターを配置。また町内7地区に第2層の生活支援コーディネーターを配置。	直営	福祉介護課
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅢ型を町内1か所に設置	委託	福祉介護課
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを町内1か所へ設置	直営	こどもみらい課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	小地域ケア会議を開催し、住民ニーズや地域課題の把握に努めている。また地域資源のアセスメントを行い、ニーズに応じて地域資源を拡充・開発している。	委託	福祉介護課
多機関協働事業等	参加支援事業	利用者のニーズに応じて、福祉サービスや社会資源などへつなぐ	委託	福祉介護課
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	行政サービスや福祉サービス、地域資源につながりにくい人に対し、伴走支援を行う。	一部委託	福祉介護課
	多機関協働事業	福祉介護課内へ重層事業コーディネーターを1名配置し、関係分野の相談窓口へ重層事業コアメンバーを設置している。	直営	福祉介護課

※交付金の見直しにより、一部修正の可能性があります。

(4) 矢掛町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過

実施年月日		会議等	内容
令和4年度～令和7年度		地域座談会 小地域ケア会議	○地域の課題について ○課題解決のための取組み
令和7年	9月18日	第1回策定委員会	○委員長、副委員長の選出 ○計画の策定（諮問） ○関係者の出席要請について ○第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の実績報告、評価 ○計画の目次構成案（骨子案）、現状分析 ○スケジュールについて
	11月21日	第2回策定委員会	○地域座談会と小地域ケア会議の概要、現状と課題の整理 ○第4次矢掛町地域福祉計画・第6次矢掛町地域福祉活動計画素案審議
	12月19日 ～ 1月12日		○パブリックコメント実施
令和8年	2月20日	第3回策定委員会	○パブリックコメントの実施結果 ○第4次矢掛町地域福祉計画・第6次矢掛町地域福祉活動計画（案）審議
			○答申



(5) 諮問

矢福介第663号

令和7年9月18日

矢掛町地域福祉計画策定委員会

委員長 浅野 毅 様

矢掛町長 山 岡 敦

第4次矢掛町地域福祉計画の策定について（諮問）

社会福祉法第107条の規定に基づく第4次矢掛町地域福祉計画を定めたい
ので、当該計画の策定について諮問します。

矢社協第200号

令和7年9月18日

矢掛町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

委員長 浅野 毅 様

社会福祉法人矢掛町社会福祉協議会

会長 嶋 山 英 二

第6次矢掛町地域福祉活動計画の策定について（諮問）

地域福祉に関する活動への住民参加を促進するための計画である第6次矢掛町地域福祉活動計画を定めたいので、当該計画の策定について諮問します。

(6) 答申

令和8年2月20日

矢掛町長 山岡 敦 様

矢掛町地域福祉計画策定委員会

委員長 浅野 毅

第4次矢掛町地域福祉計画の策定について（答申）

令和7年9月18日付で諮問のありました、第4次矢掛町地域福祉計画の策定について、本委員会において、貴職から示された計画書素案を基に、7地区で開催した過去3か年の地域座談会や小地域ケア会議、パブリックコメント（意見募集）を参考とし、かつ、第6次矢掛町地域福祉活動計画素案と第7次矢掛町振興計画との整合性を図りながら、次の委員によって計3回の会議を通して慎重に審議した結果、別紙の意見を付して答申します。

記

委員長	浅野 毅	委員	濱田 弘
副委員長	森脇 武利	委員	雛元 孝子
委員	日置 彰雄	委員	村上 正和
委員	岡本 達也	委員	岡 匡樹
委員	杉本 知子	委員	中尾 竜二
委員	岡田 玲子	委員	清水 誠一
委員	片山 智子	委員	江木 輝哲

答 申

- 1 矢掛町地域福祉計画は、「みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念として策定されており、住民、地域、関係団体、町などがそれぞれの立場で役割を担いながら、協働して取り組んでいくことが重要であると考えます。計画の推進に当たっては、町民一人ひとりが計画の内容を理解し、身近な取組として関われるよう、分かりやすい周知と啓発に努めてください。
- 2 近年、分野や世代を問わず、複雑化・複合化した課題を抱えるケースが増えていることから、関係機関が連携し、包括的に支援できる体制づくりが一層求められています。令和8年度から実施される重層的支援体制整備事業についても本計画に包含されていることを踏まえ、町全体として着実な取組が進められるよう期待します。
- 3 社会情勢や地域の状況は今後も変化していくことが見込まれることから、計画の進捗状況や施策の実施状況を定期的に確認し、必要に応じて柔軟に見直しを行いながら、実効性のある計画運用に努めてください。

令和8年2月20日

社会福祉法人矢掛町社会福祉協議会

会 長 嶋 山 英 二 様

矢掛町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

委 員 長 浅 野 毅

第6次矢掛町地域福祉活動計画の策定について（答申）

令和7年9月18日付で諮問のありました、第6次矢掛町地域福祉活動計画の策定について、本委員会において、貴職から示された計画書素案を基に、7地区で開催した過去3か年の地域座談会や小地域ケア会議、パブリックコメント（意見募集）を参考とし、かつ、第4次矢掛町地域福祉計画素案との整合性を図りながら、次の委員によって計3回の会議を通して慎重に審議した結果、別紙の意見を付して答申します。

記

委 員 長	浅 野 毅	委 員	濱 田 弘
副 委 員 長	森 脇 武 利	委 員	雛 元 孝 子
委 員	日 置 彰 雄	委 員	村 上 正 和
委 員	岡 本 達 也	委 員	岡 匡 樹
委 員	杉 本 知 子	委 員	中 尾 竜 二
委 員	岡 田 玲 子	委 員	清 水 誠 一
委 員	片 山 智 子	委 員	江 木 輝 哲

答 申

- 1 矢掛町地域福祉活動計画は、地域に暮らす住民一人ひとりが主体となり、互いに支え合う地域づくりを進めていくための計画として、地域福祉計画と一体的に策定されています。今後は、住民や地域団体、ボランティア、関係機関がこの計画を共有し、地域福祉活動への参加が広がるような取組を進めてください。
- 2 地域のつながりが希薄化する中で、身近な見守りや助け合いの活動は、地域福祉を支える重要な役割を果たしています。地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくりや、活動の担い手となる人材の育成・支援を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりが進むことを期待します。
- 3 地域福祉活動は、地域の変化や新たな課題に応じて柔軟に展開していくことが大切です。活動の状況を振り返りながら、必要に応じて内容の見直しや工夫を行い、地域福祉計画と連携しつつ、継続的で実効性のある取組となるよう努めてください。

(7) 矢掛町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定める「矢掛町地域福祉計画」の策定のため、矢掛町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

(所管)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 矢掛町地域福祉計画策定に関すること。
- (2) 前号のほか目的達成に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 矢掛町議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 地域住民
- (4) その他町長が必要と認める者

2 前項各号の委員の任期は、当該計画に係る審議が終了するまでとする。ただし、役職による委員にあっては、その役職の任期とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、専門的事項の調査、研究及び審議を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席要請)

第6条 委員会が特に必要と認めた場合は、関係者の出席を求め説明及び意見を聞くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年矢掛町条例第17号）に定める専門委員の例により支給する。

(庶務)

第8条 委員会又は部会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は町長が招集する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(8) 矢掛町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 矢掛町社会福祉協議会における「地域福祉」を総合的、効果的に推進するための活動計画を策定することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 この計画を策定のため委員会を設置する。

2 委員会は、委員15名以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

3 部会は、委員長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者の出席要請)

第5条 委員会が特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月3日から施行する。

(9) 矢掛町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	所 属	氏 名
委 員 長	矢掛町議会議長	浅野 毅
副委員長	民生委員児童委員協議会会長	森脇 武利
委 員	老人クラブ連合会会長	日置 彰雄
委 員	自立支援協議会会長	岡本 達也
委 員	民生委員児童委員協議会主任児童委員代表	杉本 知子
委 員	愛育委員会会長	岡田 玲子
委 員	栄養改善協議会会長	片山 智子
委 員	矢掛町権利擁護アドバイザー	濱田 弘
委 員	社協登録ボランティア	雛元 孝子
委 員	矢掛町国民健康保険病院事業管理者	村上 正和
委 員	社会福祉協議会評議員	岡 匡樹
委 員	重層的支援体制整備事業アドバイザー	中尾 竜二
委 員	地区公民館連絡協議会会長	清水 誠一
委 員	自治協議会連絡会会長	江木 輝哲



(10) 用語集

あ行

アウトリーチ

手を差しのべることであり、アウトリーチ型活動とは、援助が必要でも自発的に申し出をしない・できない人などに対して、公共機関などが積極的に働きかけて適切な対応をめざす訪問支援などの取組のことをいいます。

アセスメント

事前評価などと訳され、利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続のことをいいます。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われます。

NPO

非営利組織(Non Profit Organization)を意味し、ボランティア団体など、営利を目的としない民間の団体です。狭義には特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人をいい、保健、医療、福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、国際協力等の分野で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動(特定非営利活動)を主たる目的とするものです。

か行

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいいます。

合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数です。

コミュニティソーシャルワーカー

地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせて、困っている人々を支援する役割を担うソーシャルワーカーです。

さ行

災害ボランティアセンター

災害時に被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを、支援が必要な被災者と結びつけるための役割を担っています。有事の際に、町が設置する災害対策本部の要請を受け、社会福祉協議会が設置・運営します。

サロン(いきいきサロン)

地域の仲間づくり、出会いの場づくりを図る活動です。みんなが集まって気軽に、無理なく、楽しく、自由に過ごせる場または、参加する方々と運営を手伝うボランティアが自由に企画、運営する場所です。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加や協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織のこと。民間組織としての「自主性」と、会員である町民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持っています。

重層的支援体制整備事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮など分野を越えて協力し、複雑化・複合化した困りごとや、どの制度にも当てはまりにくい悩みも包括的に受け止める仕組みです。相談から支援、見守りまで切れ目なくつなぐとともに、社会参加の支援や居場所づくりを進め、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

主任児童委員

児童福祉について、専門的に担当する児童委員。児童相談所と児童委員との連絡や調整にあたるなど、地域の児童健全育成活動の中心的役割を担います。

小地域ケア会議

小地域ケア会議は、地域の身近な困りごとや気になることについて、住民や関係者、専門職が集まり話し合う場です。支援が必要な人を早めに見つけ、見守りや助け合いの方法を一緒に考え、安心して暮らせる地域づくりにつなげます。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳です。身体障がい者とは、身体障害者程度等級表に該当する障害により都道府県から障がいの認定を受けて手帳を交付された人をいいます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいにより、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人に対して交付される手帳です。

成年後見制度

民法に規定された判断能力に不安がある認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度で、平成11年の民法改正により導入されました。

セーフティーネット

社会的・個人的な危機に対応する方策です。具体的には、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度のことを指します。

前期高齢者／後期高齢者

65歳以上を高齢者とする場合、幅広い年齢層を含むこととなります。しかし、例えば65歳と100歳ではその社会的活動や健康度も大きく異なり、一律に高齢者としてとらえることはできません。このため、一般に65歳以上75歳未満を前期高齢者（ヤング・オールド）、75歳以上を後期高齢者（オールド・オールド）として区分しています。

た行

ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のことをいいます。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多く、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれます。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指す社会です。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいいます。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・医療・福祉の専門職が連携して、総合的な相談・支援を行う地域の拠点です。①総合相談支援、②虐待の早期発見や防止・権利擁護、③包括的及び継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという4

つの機能を担います。

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の3職種が配置されており、互いに連携を取りながらチームとして高齢者の支援を行っています。

地域ミニデイサービス

地域の公民館等を活用し、簡単な運動、昼食、レクリエーションなどを行うことで、高齢者の仲間づくり、健康づくりを図る事業です。デイサービス(通所介護)は要介護者が対象で身体機能の維持・向上を目的とした事業であるのに対し、ミニデイサービスは要介護認定を受けていない人や要支援の人、総合事業対象者が対象で交流を目的とした事業となっています。

な行

日常生活自立支援

認知症高齢者や障がいのある方等の中で、判断能力に支援が必要な方が地域で安心して日常生活を過ごせるように、援助・代行し社会福祉の向上を図る事業のことです。

は行

8050問題

80代の高齢の親が、長期間引きこもる50代の子どもの生活を支えることで生じている社会問題。8050問題の長期化による9060問題への移行も問題となっています。

パブリックコメント

平成17年6月の行政手続法の改正により新設された手続で、町の基本的な政策や制度を定める計画や条例を制定するに当たって、事前にその案を示し、広く町民から意見や情報を募集するものです。

PDCAサイクル

P(Plan 計画)D(Do 実行)C(Check 評価)A(Action 改善)の4つの頭文字で、P⇒D⇒C⇒A…といった具合に、4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、仕事(業務)を改善・効率化することができる方法です。

フードバンク

企業や個人から寄贈された食品を集めて、福祉施設や生活困窮者等に無償で配る活動です。

フードパントリー

食品を無料配布する活動で、子育て世帯や高齢者などの貧困問題を解決するとともに、食品ロスの削減にも貢献しています。

フレイル

病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のことをいいます。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）です。それぞれの地域において地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。

ら行

ライフステージ

人間の一生における生活段階のことです。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判断された人に対して交付される手帳です。

老々介護

介護をする側・受ける側の双方が65歳以上の高齢者である状況のことです。

第4次矢掛町地域福祉計画
第6次矢掛町地域福祉活動計画



「みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり」

第4次矢掛町地域福祉計画
第6次矢掛町地域福祉活動計画

- 発行日 令和8年3月
- 発行 矢掛町 福祉介護課
〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地
TEL (0866)82-1026 FAX (0866)82-9061
社会福祉法人 矢掛町社会福祉協議会
〒714-1201 岡山県小田郡矢掛町矢掛 2979 番地 1
TEL (0866)84-0505 FAX (0866)84-1112